
第3次遠軽町総合計画

(案)

も く じ

総合計画の策定にあたって

1	総合計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
	(1) 計画の性格	2
	(2) 計画の構成	2
	(3) 計画の期間	3
	(4) 計画の策定体制	4
3	沿革と町勢	5
	(1) 沿革	5
	(2) 町勢	5
4	町民の満足度と今後のまちづくりへの期待	7
	(1) 主なアンケート結果の内容	7
	(2) アンケート結果から得られた町民の意識、評価	11
5	遠軽町を取り巻く社会状況と課題	13
	(1) 人口減少と少子高齢化の本格化	13
	(2) 自然災害や新型感染症などへの危機管理意識の高まり	14
	(3) 持続可能な発展に向けた国際目標（SDGs）の実践	15
	(4) 高度情報化を反映したまちづくり	15
	(5) 国や地域を越えた関係の深化と国家安全保障意識の高まり	16
	(6) 町民同士のつながりと地域力の強化	16

基本構想

1	まちづくりの基本理念	17
2	まちの将来像	18
3	人口の見通し	19
4	土地利用基本構想	22
	(1) 土地利用の基本方針	22
	(2) 土地利用の方向	22
5	まちづくりの大綱（基本方針）	24
	(1) 人と自然が調和したまちづくり	24
	(2) キレイで明るい安全・安心な暮らしの場づくり	24
	(3) 創造性と継続性、後世につなぐ産業づくり	24
	(4) 誰もが安心して未来へつながるまちづくり	24
	(5) 文化と郷土愛が根付く彩り豊かなまちづくり	25
	(6) みんなで拓く未来のまちづくり	25

基本計画

基本方針1 人と自然が調和したまちづくり	28
基本目標1 永遠に続く豊かな自然づくり	28
1 自然と人が奏でる潤いあるまちへ	28
基本目標2 持続可能な基盤づくり	31
1 地域における利便性の維持・向上	31
2 人と時を想う道路環境の整備と充実	33
3 公共交通の利便性の向上	35
4 放送・通信環境の整備	37
基本方針2 キレイで明るい安全・安心な暮らしの場づくり	39
基本目標1 住みごこちの良い生活環境づくり	39
1 住宅環境の向上	39
2 美しいまちなみの形成	41
3 上下水道の充実	43
基本目標2 安心して安全に暮らせる明るいまちづくり	46
1 消防・救急体制の充実	46
2 防災体制の充実	48
3 交通安全・防犯の推進	50
基本目標3 環境保全とクリーンなまちづくり	53
1 ごみ処理の充実	53
2 環境保全、環境衛生の充実	55
基本方針3 創造性と継続性、後世につなぐ産業づくり	58
基本目標1 地域の資源をいかした産業のまちづくり	58
1 農業の振興	58
2 林業の振興	61
基本目標2 人と歴史が輝く商工業・観光づくり	64
1 商工業の振興	64
2 観光と物産の振興	67
基本目標3 雇用の創出と働きやすい環境づくり	70
1 企業の誘致	70
2 雇用環境の安定	72
3 働く場における女性活躍の促進	75
基本方針4 誰もが安心して未来へつながるまちづくり	77
基本目標1 健康で暮らせるまちづくり	77
1 保健対策の充実	77
2 地域医療の確保	79
基本目標2 みんなでささえ合うやさしいまちづくり	81
1 地域福祉の充実	81

2	子育て環境の充実	83
3	高齢者福祉の充実	86
4	障がい者（児）福祉の充実	88
5	社会保障の健全運営	91
基本方針5	文化と郷土愛が根付く彩り豊かなまちづくり	93
基本目標1	ふるさとの思い育む人づくり	93
1	学校教育の充実	93
2	社会教育の充実	96
基本目標2	多彩な文化が輝きつづけるまちづくり	99
1	芸術・文化活動の充実	99
2	スポーツ・レクリエーション活動の充実	101
3	文化財の継承と活用	104
4	地域間・国際間交流の推進	106
基本方針6	みんなで拓く未来のまちづくり	108
基本目標1	We Are（ワ）になってつなげるまちづくり	108
1	よりそい・ふれあい・ささえあうまちへ	108
2	男女共同参画の推進	111
基本目標2	みんなに届く組織づくり	113
1	アイデアあふれる行政運営	113
2	持続可能な財政運営	116
用語解説		118

文中において※を付した用語については、巻末の用語解説を参照してください。

**総 合 計 画 の
策 定 に あ た っ て**

1 総合計画策定の趣旨

遠軽町は、平成17年10月1日に、生田原町、遠軽町、丸瀬布町、白滝村の4町村合併により誕生し、間もなく20周年を迎えます。

本町は、森林や清流の自然に恵まれ、近隣のオホーツク海やサロマ湖も含め自然環境を生かした農林水産業で日本をささえるオホーツク地域の交通の要衝として発展してきた歴史があり、オホーツク地域の北半分を占める遠紋地域において紋別市と並んで中心的役割を果たしています。

しかし、近年は人口減少、少子高齢化の進展に伴い行政コストが悪化しているとともに、町民ニーズや価値観、地域の課題の多様化、複雑化が進んでいます。

このような情勢の中で環境の変化に適確に対応した持続可能なまちづくりを推進するため、本町の現状や課題、目指すべき姿を町民と共有し、長期的視点による指針として本計画を定めるものです。

2 計画の位置付け

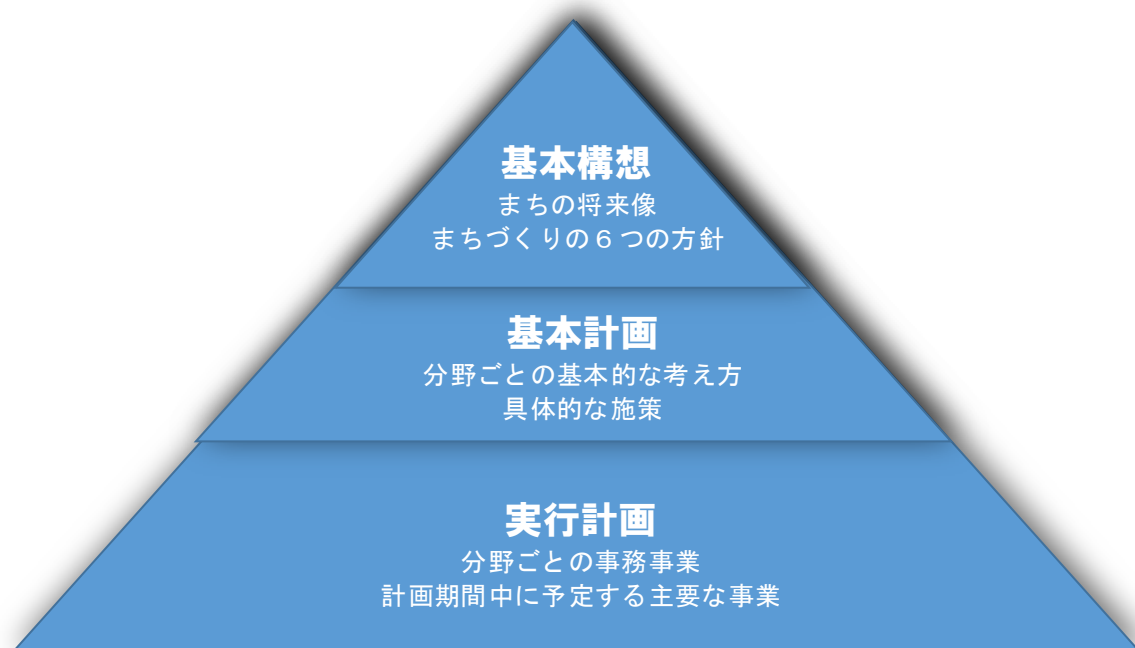
(1) 計画の性格

本計画は、遠軽町まちづくり自治基本条例[※]第25条第1項に基づく総合計画として町の将来の発展を展望し、長期的な視点に立った発展の方向性と将来の目標、それを実現していくための町政の指針や取り組む内容などを定め、まちづくりを進めていく上で最も上位に位置付けられる計画です。

このため、分野ごとの個別計画については、本計画との整合性を持たせることとします。

(2) 計画の構成

まちづくりの基本理念や目指すべきまちの将来像などの目標、目標を達成するための基本方針などを示した「基本構想」、基本構想の実現に向けて施策を示した「基本計画」、基本計画を実行するための事務事業などを示した「実行計画」で構成されます。



(3) 計画の期間

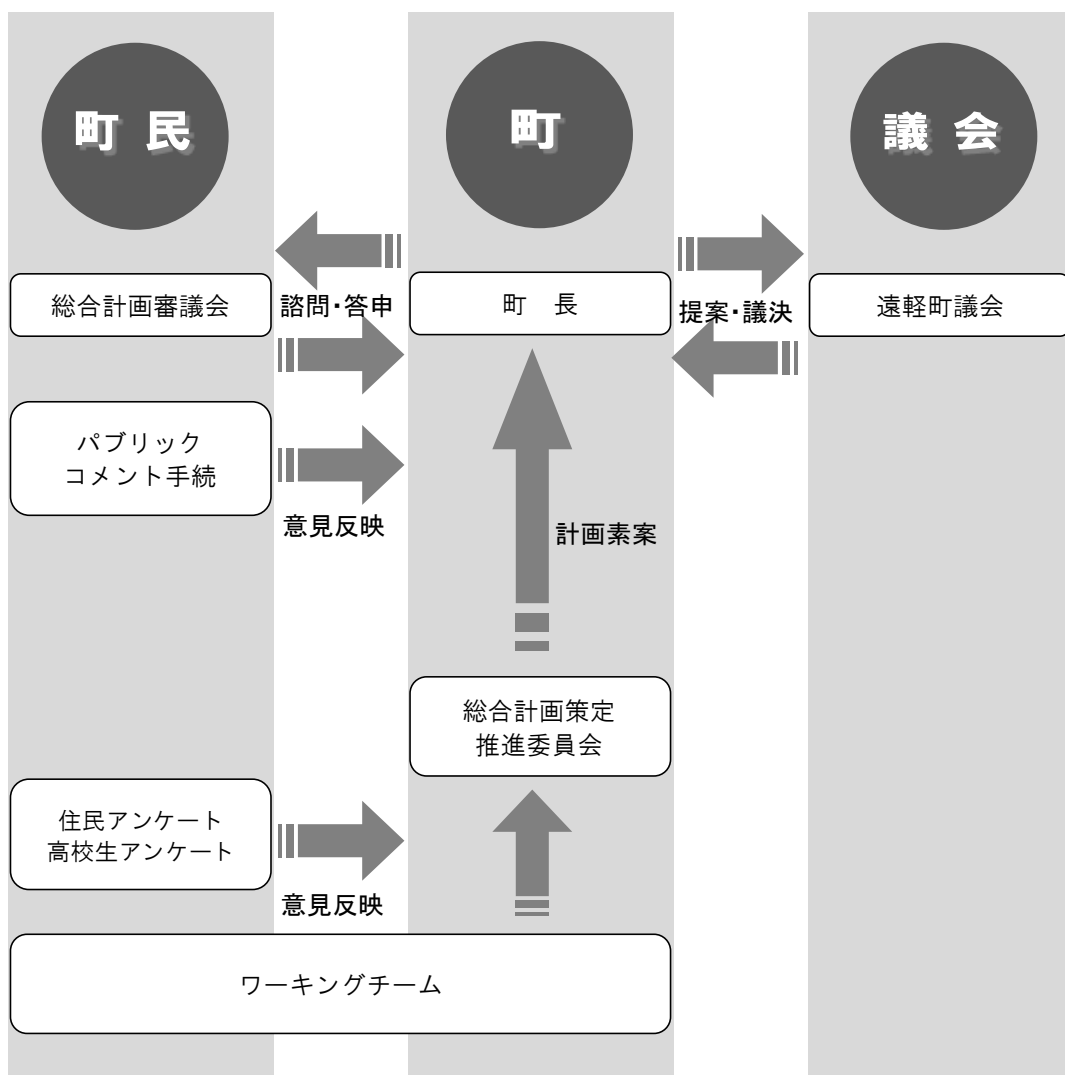
計画の期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間としますが、「基本計画」と「実行計画」については、より実効性のある計画とするため、中間年度で見直しを行い、令和12年度から令和16年度までの後期分を改めて策定することとします。

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
基本構想	基本構想 令和7年度～16年度									
基本計画	前期基本計画 令和7年度～11年度					後期基本計画 令和12年度～16年度				
実行計画	前期実行計画 令和7年度～11年度					後期実行計画 令和12年度～16年度				

(4) 計画の策定体制

総合計画は、総合的なまちづくりの方向性を示した計画であると同時に、そこに暮らす町民にとっても身近な生活に関わる計画となることから、策定にあたっては、町民のニーズを把握し、計画に反映させることが求められます。

このため、本計画の策定においては、計画素案を作成するワーキングチームに一般公募での参加を募るとともに、高校生世代や町民を対象としたアンケートの実施、計画素案に対する意見を募集し反映させる「パブリックコメント手続^{*}」などを行い、町民参加による計画づくりに努めました。



3 沿革と町勢

(1) 沿革

本町は、明治13年7月、紋別ほか9か村戸長役場の管轄に属し、湧別戸長役場、湧別村、上湧別村を経て、大正8年4月に現在の区域と同一の遠軽村が誕生しました。

その後、大正14年1月に生田原村（当時）が、町制施行（昭和9年4月）後の昭和21年8月には、丸瀬布村（当時）と白滝村が分村し、それ以降は、それぞれの計画や理念に基づき、個性と魅力あるまちづくりを進めてきました。

21世紀に入り、経済成長の低迷や少子高齢化の進行など、地域を取り巻く情勢が厳しくなる一方で、地方自治体には、「地域の発展を主体的に担う役割」がより一層求められるようになりました。しかし、国・地方の財政状況の悪化や都市への人口流出などにより行政サービスの水準を維持することが困難な状況となりました。

このような背景を受けて、生田原町、遠軽町、丸瀬布町、白滝村の4町村で、合併の必要性や効果の検証、確認を行った結果、平成17年10月に町村合併し、新たな遠軽町が誕生しました。新たな遠軽町では、第1次・第2次の総合計画を定め、まちの一体感の醸成を図りながらまちづくりを進めてきました。

(2) 町勢

本町は、北海道の北東部、オホーツク総合振興局管内のほぼ中央、内陸側に位置し、北は紋別市、滝上町、東は湧別町、佐呂間町、西は上川総合振興局管内上川町、南は北見市と接しています。総面積は1,332.45km²で、全国の町村で2番目に広く、香川県の面積の約7割に相当します。

「北海道の屋根」と呼ばれる大雪山系から連なる森林地帯が広がる緑豊かなまちで、そこから生まれる大小さまざまな支流が合流して湧別川となり、オホーツク海へと注いでいます。これらの広大な森林と澄んだ清流によって肥よくな大地がつくられ、開拓当初から農耕地に適した環境として繁栄してきました。

北海道内の14（総合）振興局管内中、本町が含まれるオホーツク地域は漁業生産高（令和4年北海道水産現勢）で1位、農業算出額（農林水産省「令和4年市町村別農業産出額（推計）」）で2位、製材生産量（令和4年度北海道林業統計）で1位を占め、農林水産業において特に重要な地域となっています。

その約半分の面積を占める遠紋地域（面積は愛知県や千葉県に匹敵）においては、紋別市と並んで本町が中心地としての機能を担っています。特に医療と教育では遠軽厚生病院と北

海道立遠軽高等学校がそれぞれ地域最大の規模を有し、遠紋地域住民の生活をささえています。

また、戦後に警察予備隊を町民有志の運動により誘致した経緯から陸上自衛隊遠軽駐屯地と町はほかに類を見ない強い結び付きがあり、都市機能の維持や文化面など、まちづくりに欠かせない存在となっています。

4 町民の満足度と今後のまちづくりへの期待

本計画の策定にあたり、町民の皆さんが日頃の暮らしや生活環境をどのように感じているのかをはじめ、これまでのまちづくりへの評価や今後の遠軽町への期待、意見などを把握するため、町内在住の20歳以上の方から無作為に抽出した3,000名を対象とした「町民アンケート調査」と遠軽高等学校2・3年生を対象とした「高校生アンケート調査」を実施し、次のような結果が得られました。

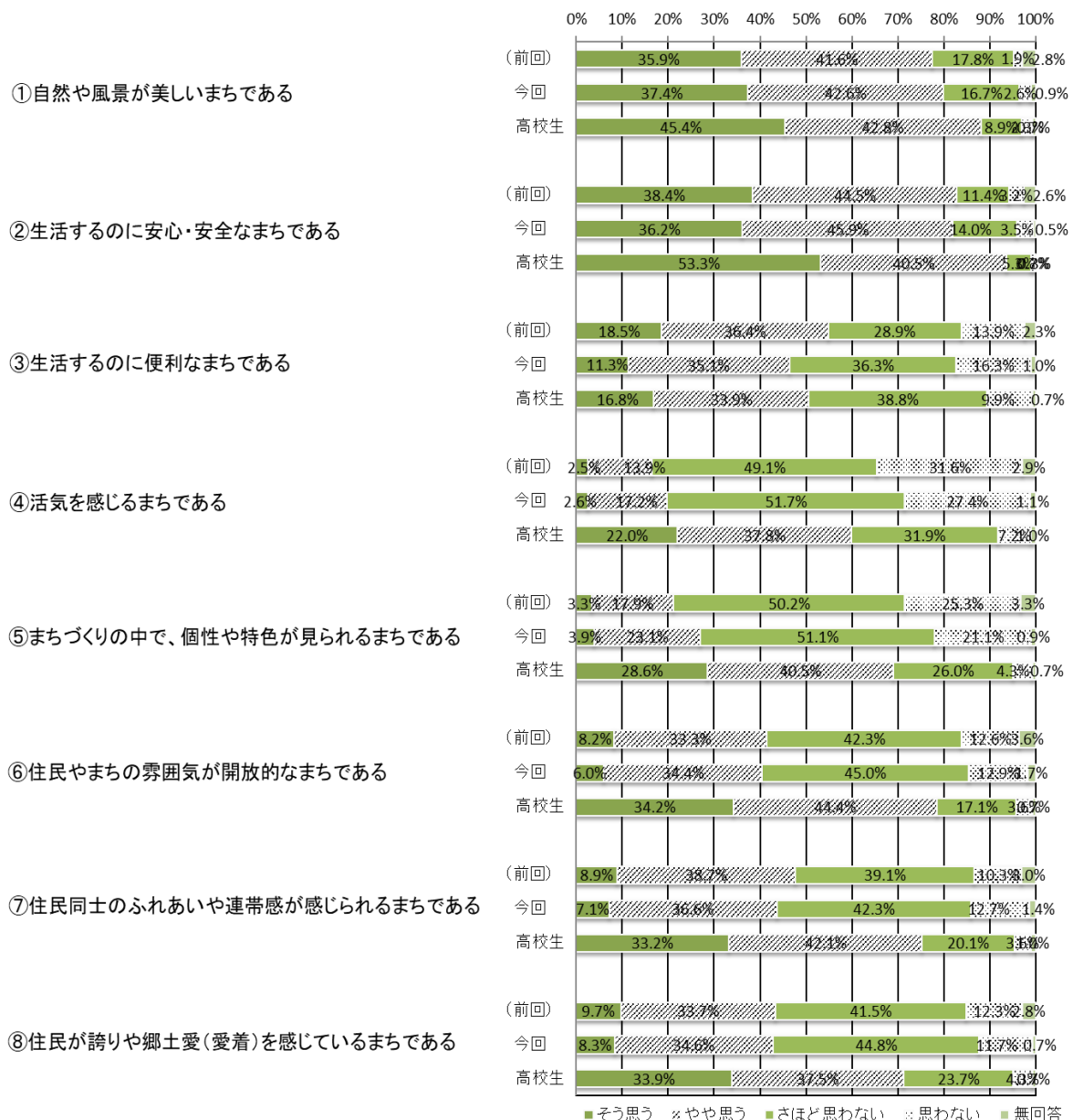
(1) 主なアンケート結果の内容

【現在の遠軽町の印象】

現在の遠軽町をどのような町だと思っているか

(前回：前回の町民アンケート結果 今回：今回の町民アンケート結果

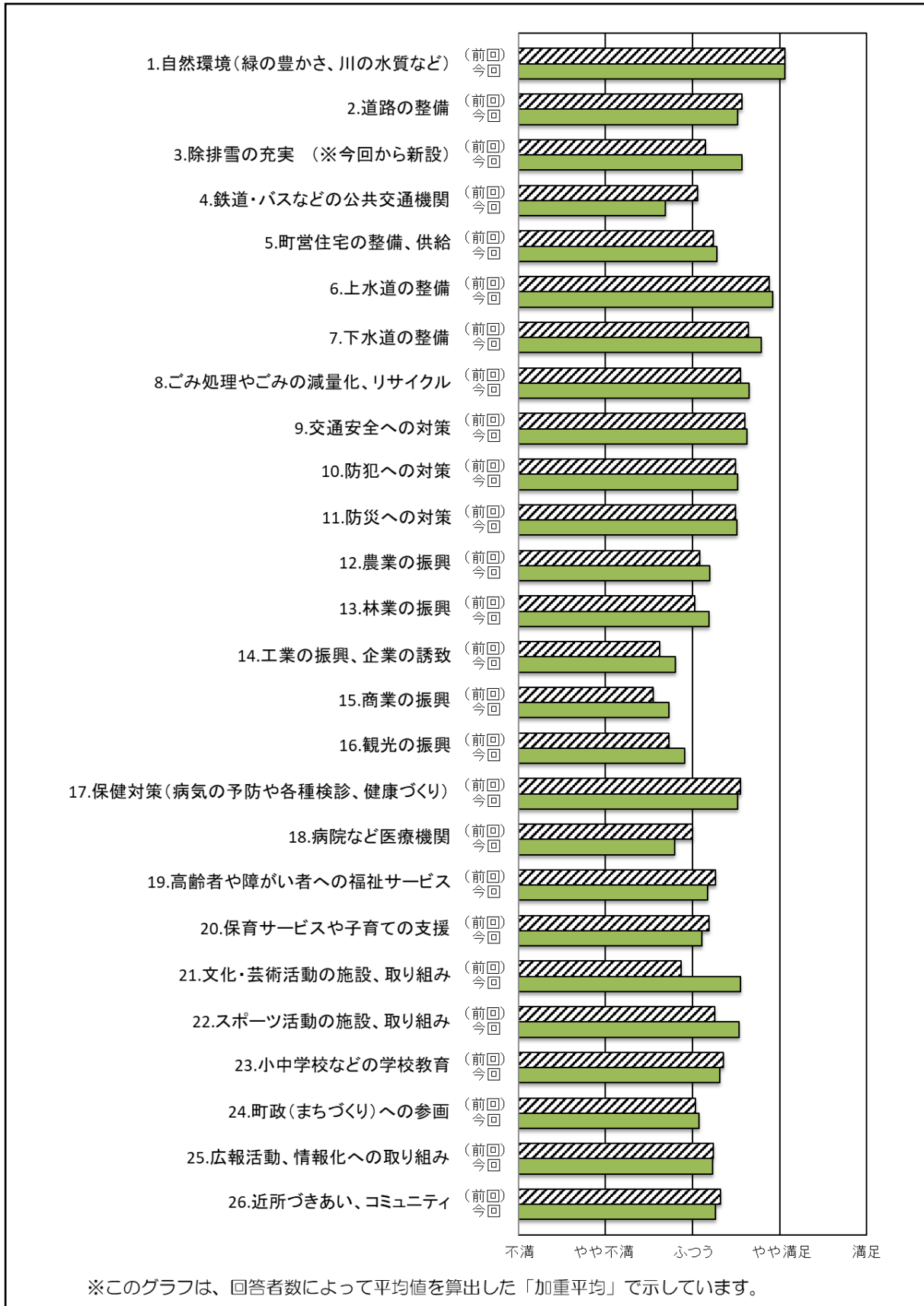
高校生：高校生アンケート結果)



【遠軽町での生活の満足度】

遠軽町の現状についてどの程度満足しているか

(前回：前回の町民アンケート結果　今回：今回の町民アンケート結果)



【重要度の高い取組】

今後のまちづくりについて、特にどの分野に力を入れて取り組んでほしいと考えているか
(上位5位を掲載)

(%)

	1位	2位	3位	4位	5位
高校生	鉄道やバス等公共交通機関の充実 38.8	観光・物産の振興 36.2	スポーツの振興 29.9	子ども教育の充実 24.3	道路の整備 19.1
20代	保育サービスや子育て支援の充実／子ども教育の充実 37.9(同率)		観光・物産の振興 36.8	鉄道やバスなど公共交通機関の存続 33.3	除排雪の充実 31.0
30代	子ども教育の充実 47.9	保育サービスや子育て支援の充実 47.1	地域医療の確保と整備 39.7	除排雪の充実 30.6	鉄道やバスなど公共交通機関の存続 26.4
40代	地域医療の確保と整備 51.7	子ども教育の充実 44.4	雇用・就業の場の確保 35.8	保育サービスや子育て支援の充実 31.1	鉄道やバスなど公共交通機関の存続 25.8
50代	地域医療の確保と整備 46.7	鉄道やバスなど公共交通機関の存続 43.2	雇用・就業の場の確保 34.9	除排雪の充実 29.3	高齢者や障がい者等の福祉の充実 27.9
60代	地域医療の確保と整備 55.4	鉄道やバスなど公共交通機関の存続 46.5	雇用・就業の場の確保 38.5	高齢者や障がい者等の福祉の充実 35.8	除排雪の充実 32.7
70代以上	鉄道やバスなど公共交通機関の存続 53.3	地域医療の確保と整備 40.8	高齢者や障がい者等の福祉の充実 38.0	雇用・就業の場の確保 30.8	除排雪の充実 28.0

【まちづくり分野の満足度と重要度の関係】

遠軽町での生活の満足度と、今後のまちづくり分野の重要度を比較すると、設問の項目設定が同一でないため厳密な比較はできませんが、項目によって「満足度が低く、重要度が高い」「満足度は高いが、重要度も高い」「満足度が高く、重要度は低い」などの傾向が見られます。

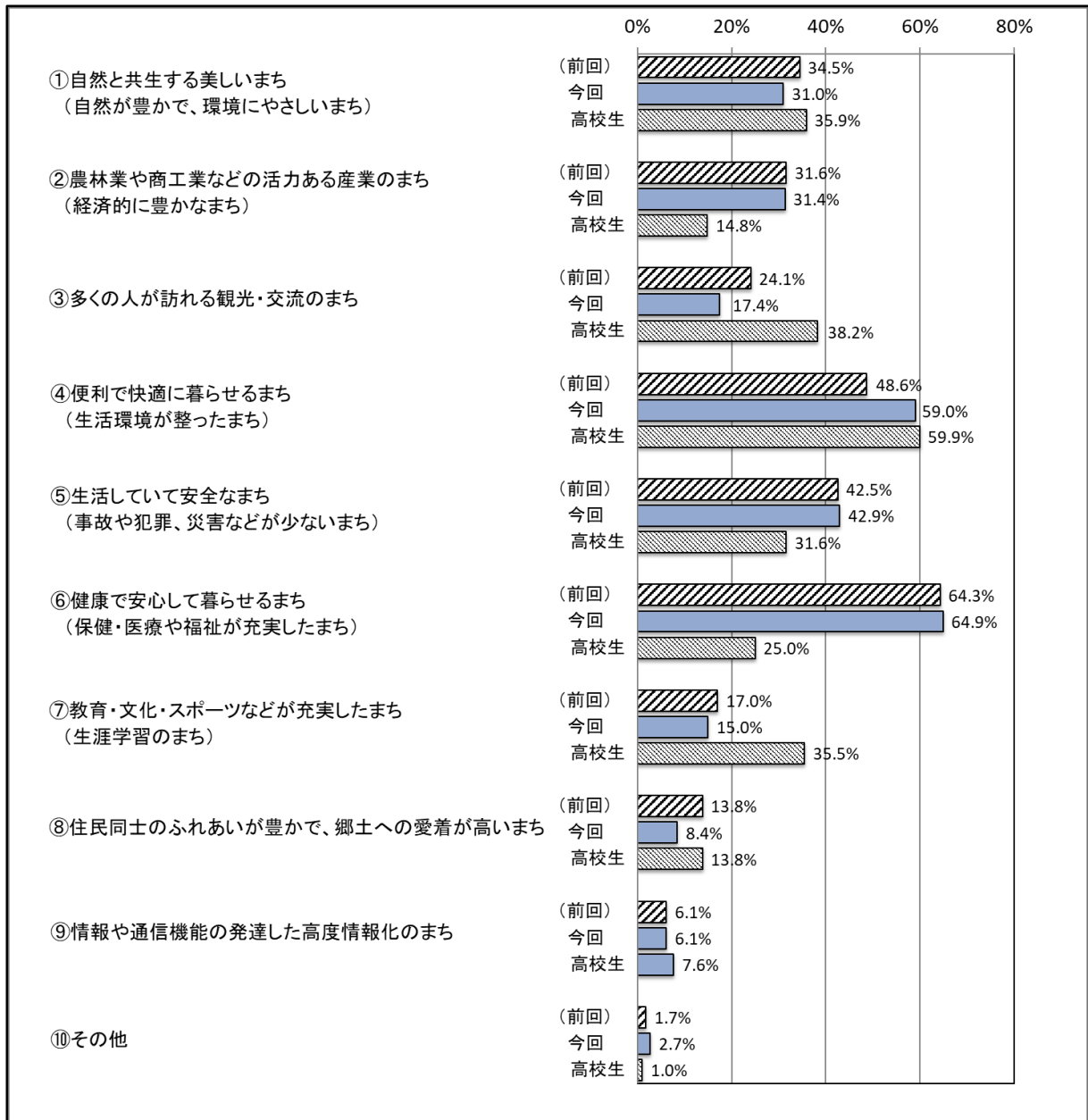
満足度と重要度の関係	傾向が見られる項目
満足度が低く、重要度が高い (現状に不満を持ち、今後の重要性を指摘)	地域医療の確保と整備 鉄道やバスなど公共交通機関の存続 高齢者や障がい者等への福祉の充実 保育サービスや子育て支援の充実 企業の誘致、観光・物産の振興
満足度が高く、重要度も高い (現状を評価しているものの、今後の重要性も指摘)	除排雪の充実
満足度が高く、重要度は低い (現状に一定の満足感があり、今後の重要性が高くない)	自然環境の保全 上水道の安定供給 生活排水処理(下水道、浄化槽等)の充実 交通安全対策の充実

【遠軽町の将来像】

遠軽町が今後どのような町になってほしいか

(前回：前回の町民アンケート結果 今回：今回の町民アンケート結果

高校生：高校生アンケート結果)



(2) アンケート結果から得られた町民の意識、評価

①遠軽町は「生活するのに安心・安全」「自然や風景が美しい」との評価は高いが、「活気を感じる」「まちづくりに個性や特色が見られる」では評価が低い

現在の遠軽町の印象を訪ねた結果で最も好印象（高評価）だったのは、「生活するのに安心・安全なまち」で、その理由として、災害や交通事故、犯罪などが少なく安心であるということや、防災対策の満足度が高いことなどでした。

続いて評価が高かったのは、「自然や風景が美しいまちである」で、町の面積の約9割を占める豊かな森林資源や、町内を縦貫し流れる湧別川や生田原川の清流があることなど、自然に恵まれた環境にあることが評価されています。

一方で、評価が低かったのは「活気を感じるまちである」という項目でした。町民アンケートにおいて「さほど思わない」「思わない」の割合が最も多く、高校生アンケートにおいても「さほど思わない」「思わない」の割合が2番目に多い割合となり、現状として、街中に活気を感じられないといった印象を持っている人が多いことが分かります。

続いて評価が低かったのは「まちづくりの中で、個性や特色が見られるまちである」という項目でした。まちづくりに対して、町民の多くは個性や特色が見られないといった印象を持っている人が多いことが伺えます。

②「地域医療の確保と整備」「鉄道やバスなど公共交通機関の存続」は重要度が高いとともに、現状への不満も多い

遠軽町の今後のまちづくりで特に力を入れて取り組んでほしいもの（重要度が高かったもの）については、「地域医療の確保と整備」が最も高く、次いで、「鉄道やバスなど公共交通機関の存続」、「雇用・就業の場の確保」という結果になりました。

そのうち、「地域医療の確保と整備」と「鉄道やバスなど公共交通機関の存続」の項目については、別に行った満足度調査の結果では、現状の満足度が低かった項目でもあることから、町民が特に取組を必要としているものであるといえます。

③遠軽町の暮らしやすさや好きな思いを妨げる要因は「医療・福祉の不安」や「買い物の不便さ」

遠軽町が暮らしやすい（好きな）理由としては、町民・高校生ともに「生活するのに安心・安全なまち」であることが支持されている一方、暮らしにくい（好きではない）理由として、町民アンケートでは「医療や福祉面が不安だから」が最も多く、次いで「買い物する場が少な

いから」という結果になりました。「買い物する場が少ないから」は、高校生アンケートで最も多く、町民、高校生ともに買い物の不便さが、生活環境の満足度や住みやすさを妨げる大きな要因となっているといえます。

④ 5割強の人が遠軽町に住み続けたいと思っている

遠軽町への定住意向について尋ねたところ、「今の場所に住み続けたい」または「町内の別のところに移りたい」と答えた町民は、全体の約53%となりました。一方で、同じ設問に対する高校生の回答では、約14%と極端に定住意向が少ない状況であり、進学などで「一度は町外に出るかもしれないが、また戻ってきたい」と答えた高校生が約23%であったものの、町外に移りたい意向を持つ高校生は約44%であるため、多くの高校生は町外に移りたいと考えているといえます。

⑤ 将来に望む遠軽町の姿は、町民が「健康で安心して暮らせるまち」、高校生は「便利で快適に暮らせるまち」

町民アンケートで今後なってほしい遠軽町の姿を尋ねたところ、「健康で安心して暮らせるまち（保健・医療や福祉が充実したまち）」が約65%で最も多く、「便利で快適に暮らせるまち（生活環境が整ったまち）」が約59%、「生活していて安全なまち（事故や犯罪、災害などが少ないまち）」が約43%と続きます。遠軽町の将来を考える上で、医療体制の充実、生活環境の整備、安心・安全といった、遠軽町で暮らしていくために基本となる生活環境の整備・充実が多くの町民から望まれていることが分かります。

一方、高校生に10年後になってほしい遠軽町の姿を尋ねたところ、「便利で快適に暮らせるまち（生活環境が整ったまち）」が約60%で最も多く、「多くの人を訪れる観光・交流のまち」が約38%、「自然と共生する美しいまち（自然が豊かで、環境にやさしいまち）」が約36%と続きます。高校生は、別な設問で行った遠軽町が好きな理由の結果でも、「さほど思わない」「思わない」という回答が最も多かったのが「生活するのに便利なまちである」という項目であったことから、町民（大人）と同様に、より生活するのに便利で快適に暮らせるまちになってほしいと考えていることが分かります。

5 遠軽町を取り巻く社会状況と課題

(1) 人口減少と少子高齢化の本格化

【全国の社会状況】

日本の総人口は本格的な減少局面を迎え、併せて平均寿命の延伸と団塊の世代の高齢化により高齢者の割合が急速に増加しています。人口減少、少子高齢化は社会保障費の増大、労働者不足など社会生活のさまざまな面に影響を与えています。

【遠軽町の状況と課題】

本町の人口は17,800人（令和6年7月末現在、住民基本台帳）となっており、平成17年の合併時23,648人から約24.7%減少しています。年齢構成別の割合は、14歳以下の年少人口が9%、現役世代といわれる15歳～64歳の生産年齢人口は52%、65歳以上が39%となり、高齢化率は上昇する一方で、現役世代の割合が減少しています。

人口の減少を抑制する施策の一方で、人口減少や人口構成の変化に合わせた持続可能なまちづくりを考える必要があります。

(2) 自然災害や新型コロナウイルスなどへの危機管理意識の高まり

【全国の社会状況】

令和元（2019）年に初めて確認された新型コロナウイルス（COVID-19）は、国民社会生活、国内経済などあらゆる面で大きな影響を与えました。

また、近年、気候変動の影響などにより自然災害が激甚化・頻発化しています。

そのほかにも、技術の進歩や社会変化に伴い、サイバー犯罪やSNS※における誹謗中傷など、犯罪が複雑・巧妙化していることから、国民の危機管理意識が高まっています。

【遠軽町の状況と課題】

コロナ禍を経て、町民のライフスタイルや価値観に大きな変化が生じています。町民の新たなニーズに寄り添った柔軟な対応により、安全・安心に暮らすための生活環境づくりが求められています。

本町は、比較的自然災害が少ないことから、安全・安心なまちとの評価が高くなっていますが、これからも町民が安心して安全に暮らしていけるように、町民、地域、行政などが、それぞれ主体となり、連携・協力しながら、多様化する町民生活における諸課題の解決に取り組んでいくことが求められています。

特に、町民をはじめ近隣市町村の住民が安心して暮らすことができるよう、地域医療の確保と充実を図っていくことが求められています。

(3) 持続可能な発展に向けた国際目標（SDGs）の実践

【全国の社会状況】

SDGsは、平成27年（2015年）に国連総会で採択された2030年までに達成を目指す国際的な目標群で、経済、社会、環境の三つの分野にまたがる17の目標と、それに付随する169のターゲットから構成され、貧困の撲滅、平等の促進、気候変動対策など、持続可能でより良い未来を築くための包括的な課題への取組が国際社会全体で推進されています。日本においても誰一人取り残さない持続可能な社会の実現に向けた取組が地方公共団体、民間企業、金融機関などの多様なステークホルダーにより推進されています。

【遠軽町の状況と課題】

本町においても、国際的目標であるSDGsを意識して持続可能なまちづくりを推進することが求められます。

(4) 高度情報化を反映したまちづくり

【全国の社会状況】

情報通信インフラ*の整備やスマートフォンの普及が進んだことなどを背景に、生活や経済活動においてデジタル技術の活用が進んでいます。

国においては、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会問題の解決を両立するSociety 5.0*の実現と社会経済活動全般のデジタル化の推進を通じて制度や政策、組織の在り方などをそれに合わせて変革していく社会全体のDX（デジタル・トランスフォーメーション）*の取組を加速させています。

【遠軽町の状況と課題】

人口減少、広域分散型社会構造、大都市圏から遠隔であるなどの本町の状況を踏まえると、デジタル技術の活用は、地域課題の克服に向け、有効な手段になりえます。まちづくりのさまざまな分野でデジタル技術の活用を広げていくことが求められます。

(5) 国や地域を越えた関係の深化と国家安全保障意識の高まり

【全国の社会状況】

国や地域を越えた文化や人の交流が活発化しています。これにより、国際的な人材育成や多様性の尊重がますます求められています。一方で、国家間の対立や緊張の高まる国際情勢が見られ、国民意識においても国家安全保障の在り方への関心が高まっています。

【遠軽町の状況と課題】

本町の外国人登録者数は、160人（令和6年7月末現在、住民基本台帳）となっており、10年前の69人から約2.3倍に増加しています。また、外国人宿泊客数も513人（令和5年度）で、10年前の101人から約5倍に増加しています。

少子高齢化が進む中、外国人は労働力不足を補い、地域に消費を生み、文化的多様性をもたらすなど、地域社会を豊かで多様に富んだものにする可能性があります。

外国人の増加は、多様なチャンス的一方で、文化の違いに起因する町民間の軋轢などの課題をもたらすことがあります。それに対応するための包括的で多面的な取組と社会の理解が求められます。

(6) 町民同士のつながりと地域力の強化

【全国の社会状況】

近年、都市化の進展やライフスタイルの変化、IT技術の普及に伴うインターネットでの関わりの増加などにより、従来の地域社会での顔の見える関係が減少した「コミュニティの希薄化」が進んでいます。

これにより、孤立感の増大、防犯・防災機能の低下、孤独死の増加や子育てなどにおける悩みの相談先の減少、地域の文化や伝統が継承されないなどの問題が生じています。

【遠軽町の状況と課題】

本町においては、さまざまな要因から、自治会などの解散や加入者の高齢化などの傾向が見られます。これにより、持続的に行われてきた地域活動や、防犯・防災などにおいて必要な「地域力」が低下することにつながっていることから、町民同士のつながりを基盤とする地域力を強化することが一層求められています。

基 本 構 想

1 まちづくりの基本理念

遠軽町町民憲章（平成28年策定）は、まちづくりにおける町民の行動規範を表しています。

また、遠軽町まちづくり自治基本条例*（平成19年制定）第2章は、まちづくりの基本理念を定めています。

これらに掲げられた精神を基本理念とし、歴史と伝統を礎に、町民相互の和を尊重し、人と自然が共生する個性豊かで活力あるまちづくりを目指します。

【遠軽町町民憲章】

大雪山系の山々から連なる豊かな森林と、そこから生み出される清流によって育まれた文化の香り漂う私たちのふるさと遠軽町。

高遠な理想に燃える先人達が夢を持ち壮大な構想を描き、開拓の鍬を打ちおろした志を受けつぎ、さらなる理想郷をつくるため、ここに町民憲章を定めます。

「育み・創り・愛し・励む心で、永遠に輝く遠軽町」

- ・自然と大地の恵みに感謝し、大切に守り育む心
- ・歴史と伝統を礎に、未来に誇れる文化を創る心
- ・人の和で絆を深め、明るく歩む郷土を愛する心
- ・生活に生きがいを持ち、互いに学びあい励む心

【遠軽町まちづくり自治基本条例*】

第2章 基本理念

（まちづくりの基本理念）

第3条 町民、議会及び町は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。

- （1） 人を大切にすることがまちづくりの基本であることを認識し、互いを思いやるこころ豊かな人を育むことにより、健康で活力に満ち、安心して暮らせるまちづくりを進める。
- （2） 豊かな自然環境を生かし、潤いのある快適な生活空間を形成することにより、人と自然が共生し環境に調和したまちづくりを進める。
- （3） 郷土の歴史や伝統文化の保護・継承を図りつつ、産業及び文化の活性化並びに町民の福祉の増進を図ることにより、個性豊かな活力あるまちづくりを進める。

2 町民、議会及び町は、前項各号を実現するため、互いの立場を尊重し、相互に補完しながら、協働してまちづくりを推進する。

2 まちの将来像

森林と清流 未来に響く 豊かなまち

令和7（2025）年10月1日、遠軽町は、旧生田原町、旧遠軽町、旧丸瀬布町、旧白滝村の4町村合併後、20年を迎えます。

遠軽町には、町の面積の約9割を占める豊かな森林（もり）と、そこから生み出される湧別水系の清流（みず）があり、この豊かな自然環境は、私たちの暮らしに安らかな心と活力を与えてくれます。この豊かな自然環境をより良い形で次代を担う子どもたちに引き継ぐことを目指します。

人口減少や少子化が進む中で、持続可能な地域社会を実現するためには、安全・安心で利便性の高い、住みよいまちづくりが求められます。誰一人取り残さない経済的に活力あふれる豊かさ、全ての町民が質の高い教育を受けることができ新しい技術を活用できる教育と知識の豊かさ、異なる文化や価値観を尊重し共存できる社会で芸術・音楽・スポーツが盛んな社会的・文武的な豊かさなど、さまざまな“豊かさ”をバランスよく実現していくことを目指します。

これからの10年の豊かなまちづくりの成果を、20年、30年後の遠軽町の未来に大きく響かせることを目指し、「森林（もり）と清流（みず） 未来に響く 豊かなまち」という将来像とします。

3 人口の見通し

国立社会保障・人口問題研究所による過去の人口推計は、本町の実際の人口推移と概ね合致していることを踏まえ、本計画における人口推計は、同データを参照することとします。それによると令和16年の本町の人口は15,014人と推計されます。

本計画に位置付ける各種施策を推進することにより、人口の減少を抑制することで、本計画最終年度における目標人口を15,400人に設定します。

【推計結果に基づく人口の推移】

区分	実数値(人)		推計値(人)		
	平成27年	令和2年	令和7年	令和11年	令和16年
年少人口 0～14歳	2,413	2,012	1,687	1,465	1,273
生産年齢人口 15～64歳	11,119	9,842	9,043	8,361	7,503
老年人口 65歳以上	7,341	7,387	6,958	6,645	6,238
総人口	20,873	19,241	17,688	16,471	15,014

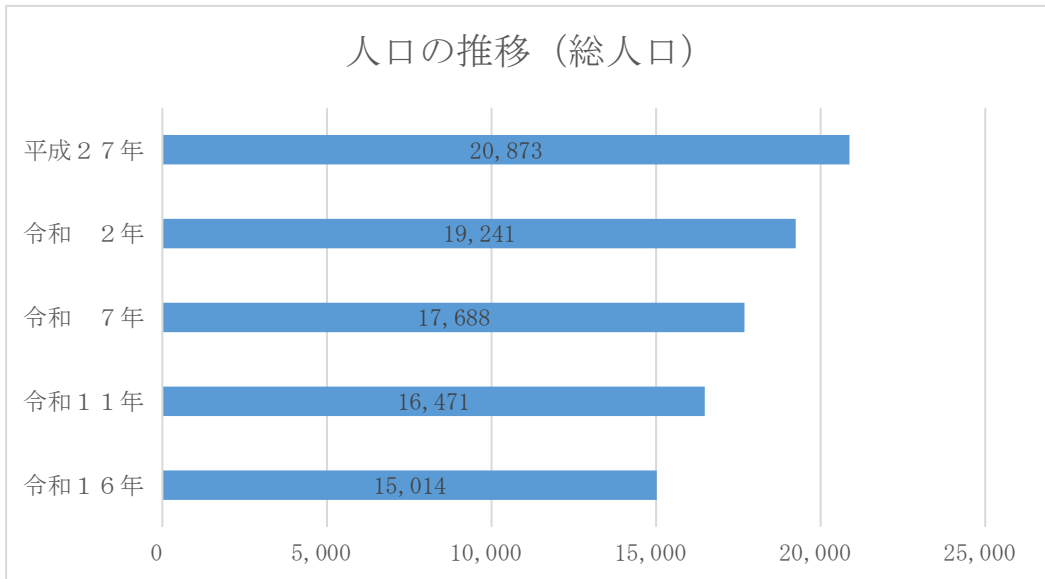
※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2024）年推計）による推計

【推計結果に基づく年齢区分別構成比の推移】

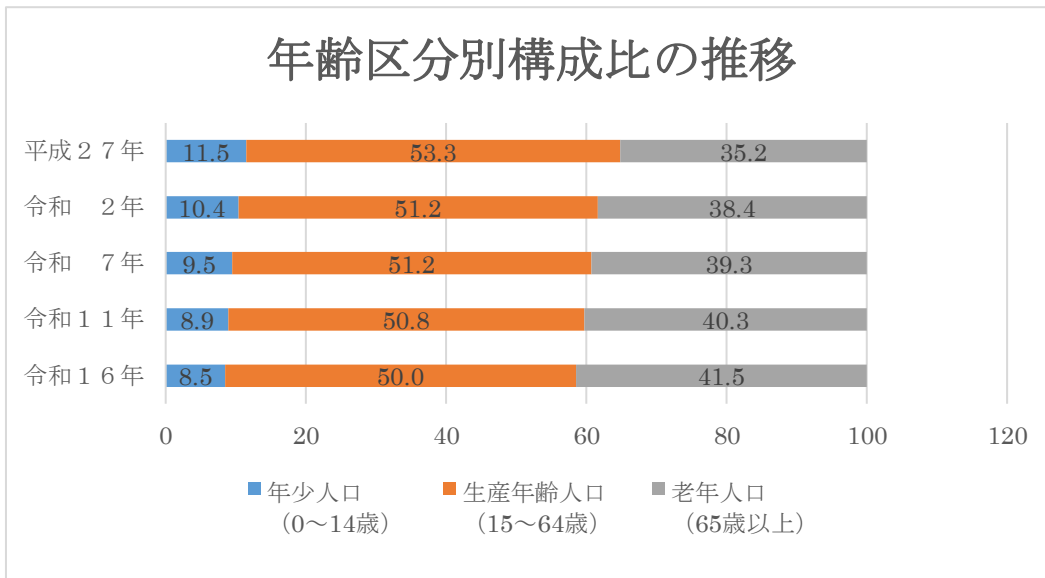
区分	実数値(%)		推計値(%)		
	平成27年	令和2年	令和7年	令和11年	令和16年
年少人口 0～14歳	11.5	10.4	9.5	8.9	8.5
生産年齢人口 15～64歳	53.3	51.2	51.2	50.8	50.0
老年人口 65歳以上	35.2	38.4	39.3	40.3	41.5
総人口	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2024）年推計）による推計

(人)



(%)



※人口については、5歳ごとの人口を0歳～14歳（年少人口）、15歳～64歳（生産年齢人口）、65歳以上（老年人口）の区分別に集約したものです。

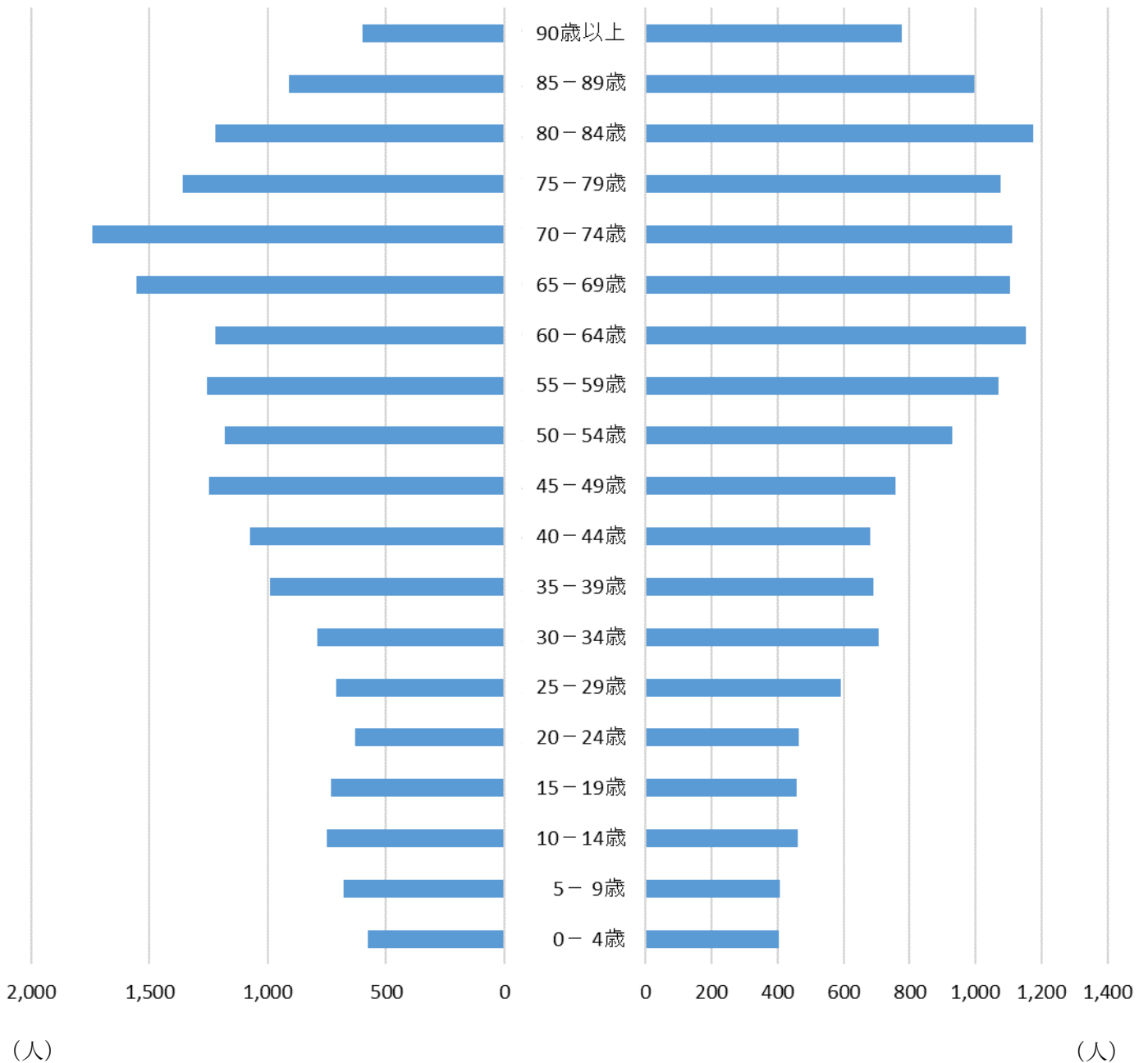
(参考) 人口ピラミッド

少子高齢化の進行により人口が減少する中、年少人口、生産年齢人口、老年人口の全ての年齢区分において人口が減少します。

このため、本町の人口ピラミッドは、これまでの「逆三角形」に近い形ながら、三角形の頂点が低くなることが想定されます。

令和2年人口（実数値）

令和16年人口（推計値）



4 土地利用基本構想

本町の自然豊かな土地は、限られた資源であるとともに、町民の生活や生産に関わる諸活動の基盤です。地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件を踏まえ、自然環境の保全を図りつつ、公共の福祉を優先させながら、総合的かつ計画的に利用していかなくてはなりません。

このようなことから、本計画では、次に示す基本方針をもとに、秩序ある土地利用を進めていきます。

(1) 土地利用の基本方針

- ・豊かな自然と共生する土地利用を進めるため、国土利用計画法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律など、関係法の適正な運用と調整を図ります。
- ・広域的かつ総合的な視点を持ち、本町に求められる役割や残すべき景観、築くべき景観などを念頭に置いた長期・計画的な土地利用を進めます。
- ・自然環境や歴史・文化的遺産などの保全と活用を図り、快適な生活環境と安全・安心が保てる、秩序あるまちづくりを進めます。
- ・人やものの活発な流れを促し、広域的な連携や地域間交流を円滑に行うための計画的で効率的な基盤整備、定住・交流人口の増加に向けた受け皿づくりを進めます。

(2) 土地利用の方向

①都市地域

都市地域は「都市計画用途地域」と用途地域以外のそれぞれの地域において、町民の利便性や安全性に配慮した土地利用に努めます。

【都市計画用途地域】

- ・土地の有効利用、良好な都市環境の確保と形成、機能的な都市基盤を整備しつつ、適正な開発を誘導していきます。
- ・計画的に都市計画用途地域の見直しを行い、居住系地域、商業系地域、工業系地域などを適正に配置し、自然環境と調和のとれた都市機能を確保します。
- ・郊外への無秩序な都市地域の拡大を抑制し、中心市街地の人口密度維持及び活性化を図るため、コンパクトなまちづくりを進めます。

【都市計画用途地域以外】

- ・それぞれの地域の特性を生かし、住環境のさらなる向上と各地域の市街地の活性化など、地域として一体性を持った土地利用を進めます。

②農業地域

農地は、将来にわたり食料を安定的に供給するための重要な生産基盤であるとともに、自然環境の保全や良好な景観の形成など多面的機能を有しています。

このため、農地の無秩序な利用転換を抑制し、必要な農地の維持確保に努めるとともに、土地の基盤整備と農地の集約化の促進、さらには、利用度の低い農地の有効活用、快適な暮らしができる農村集落の生活環境の整備に努めます。

③森林地域

森林は、地球温暖化の防止をはじめ、渇水の緩和や水質の浄化を行う水源かん養機能、土砂流失や崩壊を防止する国土保全機能など、多くの公益的機能を持っています。また、間伐材などの未利用残材を使った木質バイオマス[※]エネルギーの利用など、森林の持つ役割は今後も高まることが想定されます。

このため、森林を総合的かつ高度に活用できるよう、計画的な森林の保全管理と整備を進めます。

④観光・レクリエーション地域

芸術、文化、スポーツ活動の推進と多様化する観光ニーズに対応するため、既存施設の充実を図るとともに、新たなニーズに対応した施設の整備に必要な用地の確保に努めます。

また、国宝「北海道白滝遺跡群出土品」や北海道遺産「森林鉄道蒸気機関車雨宮21号」、その他町内の各観光施設及び景勝地を本町の貴重な観光資源として適正な保全に努めるとともに、これらを活用した広域連携による観光ゾーンを形成することにより、観光交流人口の拡大を促進する土地活用を進めます。

5 まちづくりの大綱（基本方針）

まちの将来像である「森林と清流 未来に響く 豊かなまち」の実現を目指して、施策の大綱を構成し、展開していきます。

（1）人と自然が調和したまちづくり

本町には、古来から在り続けている手つかずの自然と、町を開拓し農業や林産業などの生業（なりわい）の中で先人がつくり上げてきた自然があります。これらはともに、守り、つなげていかなければならないものであり、自然と共存することを町民全体で認識し、自然への感謝の心を育み、過去から未来、先人から子どもへと、人と自然が調和したまちづくりを進めます。

また、町民の日常生活や経済活動をささえる道路や交通、情報網などについても、自然にかけている負荷を少しでも減らしつつ、利用者の安全性や利便性に配慮しながら、安全かつ快適に利用できるよう将来につなげる基盤づくりを進めます。

（2）キレイで明るい安全・安心な暮らしの場づくり

住宅環境やまちなみなどの空間のキレイさや、水やごみ処理といった日常生活における環境のキレイさを常に保ち、住みごこちの良さを充実していくことで、住まいや暮らしを取り巻くキレイな暮らしの場としての機能をさらに向上させていきます。

また、町民の生命や財産を守る消防・救急体制の充実、各種災害、犯罪などのさまざまな危険に対する備えを確立し、明るく・安全・安心な暮らしの場づくりを進めます。

（3）創造性と継続性、後世につなぐ産業づくり

本町はこれまで、豊かな自然環境を生かした農林業とともに、道路や鉄道など交通の要衝として商工業が発展し、現在の町を形成してきました。

近年の町内の産業を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化に伴う労働力の減少や、経済規模の縮小などにより厳しい状況にある中で、産業に関わる多様な主体と行政が創造性を発揮し、連携・協力しながら地域経済の活性化や雇用創出を図り、後世につながる産業づくりを進めます。

（4）誰もが安心して未来へつながるまちづくり

町民は将来にわたって安心して元気に生活をしたいと思っています。

そのためには、健康で、生きがいを持ち、地域ぐるみで互いにささえ合う、優しさあふれる

まちづくりが必要です。

日々の健康づくりや生きがいづくり、身近な場所で安心して受けることができる医療や保健、福祉のサービスを確保し、地域のつながりや支援体制を強化するなど、生き生きと健やかに暮らすことができるまちづくりを進めます。

(5) 文化と郷土愛が根付く彩り豊かなまちづくり

人づくりは、長期的・継続的に取り組まなければならないまちづくりの根幹となるものです。本町の文化・特色を知り、学ぶために地域資源を活用することで、ふるさとを思い、地域づくりに貢献できる人づくりを進めます。

また、町民一人ひとりが、心身ともに豊かな生活を送り、生き生きと暮らすことができるよう、主体的に学習や文化・スポーツ活動を進めることができる環境を整えます。

さらに、地域内外との交流や各種文化財など、地域の遺産の保全・活用を通じて、ふるさとへの誇りと愛着を醸成するとともに、多彩な文化が輝くまちづくりを進めます。

(6) みんなで拓く未来のまちづくり

10年、20年先を見据えたまちづくりを進めるため、さまざまな媒体や機会を通して情報の共有や対話の機会をさらに充実させ、協働のまちづくりを目指します。

町民サービスを充実するためには、財政基盤の確立が不可欠なことから、行政改革の取組やPDCAサイクル*に基づいた事業の管理により健全な財政基盤を確立する一方、社会情勢や町民ニーズを分析し、効果的な事業運営を目指します。

計画の体系

まちの将来像	基本方針	基本目標
<p>もり みず 森林と清流 未来に響く 豊かなまち</p>	<p>1 人と自然が 調和したまちづくり</p>	<p>とわ 1 永遠に続く豊かな自然づくり</p> <p>2 持続可能な基盤づくり</p>
	<p>2 キレイで明るい 安全・安心な 暮らしの場づくり</p>	<p>1 住みごこちの良い 生活環境づくり</p> <p>2 安心して安全に暮らせる 明るいまちづくり</p> <p>3 環境保全とクリーンなまちづくり</p>
	<p>3 創造性と継続性、 後世につなぐ 産業づくり</p>	<p>1 地域の資源をいかした 産業のまちづくり</p> <p>2 人と歴史が輝く 商工業・観光づくり</p> <p>3 雇用の創出と働きやすい環境づくり</p>
	<p>4 誰もが安心して 未来へつながるまちづくり</p>	<p>1 健康で暮らせるまちづくり</p> <p>2 みんなでささえ合う やさしいまちづくり</p>
	<p>5 文化と郷土愛が根付く 彩り豊かなまちづくり</p>	<p>1 ふるさとの思い育む人づくり</p> <p>2 多彩な文化が かがやきつづけるまちづくり</p>
	<p>6 みんなで拓く 未来のまちづくり</p>	<p>1 We Are (ワ) になって つなげるまちづくり</p> <p>2 みんなに届く組織づくり</p>

施策目標

1 自然と人が奏でる潤いあるまちへ

1 地域における利便性の維持・向上 2 人と時を想う道路環境の整備と充実 3 公共交通の利便性の向上 4 放送・通信環境の整備

1 住宅環境の向上 2 美しいまちなみの形成 3 上下水道の充実

1 消防・救急体制の充実 2 防災体制の充実 3 交通安全・防犯の推進

1 ごみ処理の充実 2 環境保全、環境衛生の充実

1 農業の振興 2 林業の振興

1 商工業の振興 2 観光と物産の振興

1 企業の誘致 2 雇用環境の安定 3 働く場における女性活躍の促進

1 保健対策の充実 2 地域医療の確保

1 地域福祉の充実 2 子育て環境の充実 3 高齢者福祉の充実 4 障がい者（児）福祉の充実 5 社会保障の健全運営

1 学校教育の充実 2 社会教育の充実

1 芸術・文化活動の充実 2 スポーツ・レクリエーション活動の充実 3 文化財の継承と活用 4 地域間・国際間交流の推進

1 よりそい・ふれあい・ささえあうまちへ 2 男女共同参画の推進

1 アイデアあふれる行政運営 2 持続可能な財政運営

基本計画

基本方針 1 人と自然が調和したまちづくり

基本目標 1 ^{とわ}永遠に続く豊かな自然づくり

1 自然と人が奏でる潤いあるまちへ

現状と課題

- (1) 本町には、豊かな森林やそこからあふれ出る清流など自然環境が豊富に残されており、町民の暮らしに欠かすことができないものとなっています。豊かで安心できる生活環境を築く上で森林の役割は大きく、森林を保全することにより、災害の抑制や地球温暖化の防止にもつながります。人と自然は、お互いを育み合う関係であることを認識し、自然への思いやりを大切にしながら、守り育て、未来へと引き継いでいくことが必要です。また、本町全体はジオパーク^{*}として認定され、「白滝遺跡群出土品」は国宝に指定されています。自然の豊かさはその土台である大地の成り立ちに深く関係していることから、これらを取り巻く環境を守ることの大切さを学び、理解を深めていくことが必要です。
- (2) 本町の面積の約9割を森林面積が占めていることから、森林の多面的機能を総合的に発揮できるよう森林環境整備などを推進しています。今後も、自然と人が共存し、美しい景観を守っていくことが必要です。
- (3) 林業は農業と並ぶ基幹産業でしたが、担い手の高齢化や人材不足が原因で、一部管理の行き届かない山が見受けられます。植栽、下刈り・間伐、伐採という森を育むサイクルが今後も継続できるよう体制の維持に努めるとともに、町産木材活用を拡大していくことが必要です。
- (4) 森林が育んだ清流は湧別川に合流し、恵みを運んでいます。河川は私たちの生活に豊かな水資源をもたらす一方で、氾濫など災害を引き起こす要因ともなるため、生態系への負荷に配慮しながら、河川環境の保全に努めることが必要です。また、河川の保全には流域全体の連携が不可欠であり、地域や組織の垣根を越えて河川環境を守っていくことが重要です。
- (5) 化石燃料の使用によるCO₂排出は地球温暖化の要因とされています。景観や環境への負荷に配慮した新・省エネルギーの利用を促進し、エネルギーの地産地消^{*}やゼロカーボン

※に向けた取組が必要です。

基本的な考え方

- ・便利なくらは環境に負荷を与えることを忘れることなく「自然と共生する」まちづくりに取り組みます。

施策

施策		主な内容
(1)	自然環境との共生と次世代への継承	①自然保護に関する啓発活動の推進 ②外来生物による生態系かく乱の防止 ③自然体験を通じた学び環境の充実 ④緑化・美化運動の推進
(2)	景観に配慮した森林環境の保全・整備	①計画的な森林整備と保全 ②多面的機能向上のための森林環境整備 ③景観に配慮した森林形成 ④森林環境保全による恵みの創出
(3)	林産業と他産業間連携の促進	①町産木材の活用 ②持続可能な循環型林産業の確立 ③「森林の町」としての認知度向上
(4)	河川の整備	①流域自治体及び関係機関との連携 ②自然環境や景観に配慮した河川の整備 ③治水、資源、防災等の影響に配慮した河川環境の整備と推進
(5)	自然と調和した新・省エネルギーの取組	①新・省エネルギーの普及啓発 ②ゼロカーボン※の推進 ③再生可能エネルギーの利活用

指標

指標名	現状値	目標値
温室効果ガスの年間排出量	(2024年度) 12,204 t-CO ₂	(2030年度) 8,736 t-CO ₂
民有林総面積	(2023年度) 18,489 ha	(2029年度) 18,499 ha
河川改修延長 (延べ数)	(2024年度) 0 m	(2029年度) 80 m
再生可能エネルギー設備導入施設数	(2024年度) 4 件	(2029年度) 5 件

関連する計画

「遠軽町環境基本計画」

「遠軽町森林整備計画」

「遠軽町地球温暖化対策実行計画」

関連性の高いSDGs



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



12 つくる責任つかう責任



13 気候変動に具体的な対策を



15 陸の豊かさを守ろう

基本目標 2 持続可能な基盤づくり

1 地域における利便性の維持・向上

現状と課題

- (1) 人口減少や高齢化が急激に進むことで、これまで一定の人口密度によって保たれてきた医療・福祉・子育て支援・商業・教育などの生活をささえる都市機能の確保が困難になる恐れがあり、これまで以上に「コンパクトシティ※」の重要性が高まっています。地域の実情に沿って都市機能を集約しつつ、居住を誘導し、生活サービスへのアクセスを確保しながら人口密度を維持することが、持続可能で利便性の高いまちづくりにつながります。また、新しく整備する施設はもちろん、既存施設も含めてユニバーサルデザイン※を導入し、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが生活しやすい思いやりのあるまちづくりを推進していくことも重要です。
- (2) 地理情報システム（GIS）※を総合的に活用し、各分野に関わる情報データを整備・管理しています。今後はさらなる効率的な情報管理を行い、有効活用していくことが必要です。

基本的な考え方

- ・地域の実情に沿ったユニバーサルデザイン※のまちづくりを推進します。

施策

施策		主な内容
(1)	コンパクト・プラス・ネットワークの構築	①まちづくりの計画的な推進 ②町民の意見を踏まえた市街地整備の推進 ③全町的な交通体系と連携したまちづくりの推進
(2)	土地情報の適切な管理と総合的な活用	①土地情報の適切な管理と総合的な活用 ②地理情報システム（GIS）※の総合的な活用

指標

指標名	現状値	目標値
用途地域内の人口密度	(2024年度) 20.64人/ha	(2029年度) 18.80人/ha
G I S利用業務数	(2024年度) 33業務	(2029年度) 36業務

関連する計画

「遠軽町都市計画マスタープラン」

「交通バリアフリー基本構想」

関連性の高いSDGs



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



11 住み続けられるまちづくりを

2 人と時を想う道路環境の整備と充実

現状と課題

- (1) 市街地を縦横に走る町道は、町民の日常生活をささえる道路として、安心・安全な道路となるよう、緊急性を考慮しながら整備していく必要があります。また、多くの橋りょう、道路構造物などの老朽化が進んでおり、安全性や利便性を確保するため、これまでの事後対応から計画的かつ予防的な対応を取り入れ、長寿命化によるコスト縮減を図っていく必要があります。
- (2) 商業、医療などの町民の生活に必要な機能の多くが遠軽地域に集積している状況がある中で、遠隔地域に暮らす町民の利便性に配慮しながら、思いやりのある道路環境の整備を図るとともに、この地方の中心地としての役割を踏まえた道路環境の充実についても、町民の意見を反映させ取り組んでいくことが重要です。
- (3) 高速交通ネットワークの整備が進み、新たな交通ネットワークが形成されつつあります。企業誘致をはじめとする地域経済の活性化や観光面における交流人口の増加、さらには「命の道」として都市病院とのアクセス時間が短縮されるなど、多方面からの活用が期待されています。

基本的な考え方

- ・今あるインフラ*を大切に生かし、高速交通網の延伸も踏まえ、計画的な交通道路ネットワークの構築を図ります。
- ・人にも自然にも思いやりのある道路環境の整備に取り組みます。

施策

施策		主な内容
(1)	緊急度、安全性などを優先した計画的な道路環境の推進	①国道・道道の整備促進 ②町道の整備 ③橋りょうの整備 ④道路構造物の予防保全・老朽化対策（長寿命化）の推進
(2)	円滑的な交通の確保	①町道の維持管理 ②誰もが使いやすい歩道の整備 ③除排雪体制の充実等
(3)	高速交通ネットワークの整備促進	①高規格幹線道路の促進

指標

指標名	現状値	目標値
道路改良延長（延べ数）	（2024年度） 340m	（2029年度） 1,750m
除雪延長	（2024年度） 335,454m/年	（2029年度） 335,454m/年
道路関係要望活動回数	（2024年度） 年5回	（2029年度） 年5回

関連する計画

「遠軽町橋梁長寿命化計画」

「遠軽町トンネル長寿命化計画」

「遠軽町シェッド長寿命化計画」

「遠軽町横断歩道橋長寿命化計画」

「交通バリアフリー基本構想」

関連性の高いSDGs



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



11 住み続けられるまちづくりを

3 公共交通の利便性の向上

現状と課題

- (1) 石北本線は旅客利用の減少が進み、平成28年にJR北海道が公表した「単独では維持困難な路線」の一つとされました。現在、JR北海道と沿線自治体とが線区を維持するための仕組みづくりを一体的に検討しています。石北本線を守るための方策を他の沿線自治体などと連携して進めるとともに、食料輸送など路線の重要性について国民的な理解を広げる必要があります。
- (2) バス・タクシーは、人口減少やマイカー利用の拡大により需要の減少が進む一方で運転手の確保が課題となっています。高齢化が進む中、自動車がなくとも生活ができる環境の確保が求められています。

基本的な考え方

- ・公共交通ネットワークの維持及び存続とともに、利便性向上を図ります。

施策

施策		主な内容
(1)	J R 石北本線の維持	① J R 石北本線の維持に向けた取組 ② J R 遠軽駅を中心とした地域活性化の推進
(2)	公共交通の確保と利便性向上	① 都市間高速バス路線の確保 ② 生活バス路線の利便性向上 ③ タクシー事業者等ラストワンマイル交通*の確保 ④ オホーツク紋別空港の利用促進 ⑤ 交通モード間の連携強化

指標

指標名	現状値	目標値
公共交通利用者数	(2022年度) 55,664人	(2029年度) 54,500人
公共交通収支率	(2022年度) 14.3%/年	(2024年度) 16%/年
公共交通経費額	(2022年度) 113,672円/年	(2029年度) 100,000円/年

関連する計画

「遠軽地区地域公共交通計画」

関連性の高いSDGs



3 すべての人に健康と福祉を



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



11 住み続けられるまちづくりを

4 放送・通信環境の整備

現状と課題

- (1) 情報・通信ネットワークは、日常生活や経済活動に欠かせません。令和4年度までに光ファイバー網の整備は100%の人口カバー率となったものの、農地や交通路線などの未カバーエリアがあり、携帯電話不感エリアについても一部の住宅所在地や交通路線上に残っています。災害時などの緊急時の通信手段として情報・通信ネットワークは重要な役割を担っているなど、本町のインフラ*として不可欠なものであり、関係機関や民間企業と連携し、整備を進めていくことが重要です。また、さまざまな情報をオープンデータ化**し、官民協働の相互活用を推進する必要があります。
- (2) 情報のデジタル化が進展する中で、さまざまな要因からそれらを利用できない人と利用できる人の間で、手にすることができる情報の量や質などに差が生じており、このままこの差が広がると、デジタル知識がない人が社会から取り残されたり、経済格差が拡大したりするなどのおそれがあります。この情報格差を改善するために、それらを使える知識や技術を普及するなどの支援が重要です。また、学校教育でデジタル教材を活用し、新しい技術に対応できる人材の育成や世代別の学習ができる機会を増やすことが必要です。
- (3) ラジオ聴取環境については、都市部とその他の地域の間で受信状況に差があるのが現状です。ラジオ難視聴エリアについては町域に広く所在します。テレビ受信環境については、共同受信施設などの整備によりほとんどの地域をカバーできていますが、機器更新などの施設の維持管理について課題があります。インターネットを活用したラジオ聴取は可能となっていますが、災害などの発生時に停電や通信インフラ*の遮断などが想定され、緊急情報を即座に提供できる重要なメディアとして、いつでも利用できる環境を整備し、施設を大切に使い維持管理に努めていく必要があります。

基本的な考え方

- ・デジタル情報・通信技術に対応できるよう、通信環境や基盤の整備及び情報化に対応できる知識の普及に努めます。
- ・テレビ・ラジオの視聴環境の整備に努めます。

施策

施策		主な内容
(1)	情報基盤の整備	①通信インフラ*の整備・活用 ②オープンデータ化*の検討
(2)	地域社会のデジタル化	①デジタルデバイト*対策の推進 ②学校教育におけるデジタル教材の活用
(3)	視聴環境の維持・管理	①ラジオ難聴地域への対策・支援 ②地上デジタル放送難視聴地域への対策・支援

指標

指標名	現状値	目標値
公共施設における公衆無線LANの利用可能施設数	(2024年度) 11施設	(2029年度) 15施設
マイナンバーカードの保有率	(2024年度) 78%	(2029年度) 81%
テレビ難視聴共同受信設備数	(2024年度) 8設備	(2029年度) 8設備

関連性の高いSDGs



4 質の高い教育をみんなに



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



11 住み続けられるまちづくりを

基本方針 2 キレイで明るい安全・安心な暮らしの場づくり

基本目標 1 住みごこちの良い生活環境づくり

1 住宅環境の向上

現状と課題

- (1) 人口減少を背景に町内の空家・空地は増加傾向にあり、今後も増加していくことが予想されています。手入れがされていないものは景観を損ねるばかりでなく、火災や倒壊、犯罪の発生など防災・防犯面からも懸念されます。手入れがされない空家・空地の発生を抑制するとともに、有効利用を図ることが必要です。また、倒壊の危険性、衛生上の問題などがある空家は、法に基づき適正に対策を実施していくことが求められます。
- (2) 公共賃貸住宅については、計画的な更新や長寿命化を行うとともに、ライフスタイルの変化に伴う多様なニーズに対応した住宅整備が求められています。また、住宅の配置にあたっては、コンパクトなまちづくりに配慮し、入居者の利便性を高めていくことが必要です。

基本的な考え方

- ・人口減少に伴い空家・空地の増加が今後も見込まれることから、総合的な空家・空地対策に取り組み、キレイなまちなみづくりを進めます。
- ・公共賃貸住宅の入居者が良好な住環境が得られるよう整備と維持管理に努めます。

施策

施策		主な内容
(1)	総合的な空家・空地対策の推進	①空家の適正管理と発生の抑制 ②空家・空地の活用 ③危険性等のある空家に関する対策の推進
(2)	公共賃貸住宅の整備、利便性の向上	①入居者の特性を踏まえた公共賃貸住宅の整備 ②転居等の入居基準の見直し ③入居者の生活状況に合った住宅利用の検討

指標

指標名	現状値	目標値
特定空家※等の除却数 (延べ数)	(2024年度) 0棟	(2029年度) 20棟
公共賃貸住宅の整備戸数	(2023年度) 950戸	(2029年度) 900戸

関連する計画

「遠軽町住生活基本計画」

「遠軽町町営住宅長寿命化計画」

「遠軽町耐震改修促進計画」

「遠軽町空家等対策計画」

関連性の高いSDGs



3 すべての人に健康と福祉を



11 住み続けられるまちづくりを

2 美しいまちなみの形成

現状と課題

- (1) 町内の街路樹や花壇については、今後も美しいまちなみを維持するために適切な整備と維持管理を図っていく必要があります。近年、空き店舗が増加しており中心街がシャッター街となってしまうことや老朽化により損壊の可能性のある空き店舗もあります。にぎわいの創出を図り、これらの解消を図る必要があります。
- (2) 美しいまちなみを形成し維持していくためには、町民のモラルの向上が必要となります。路上へのポイ捨てや不法投棄など、未だに後を絶たないことから、町民一人ひとりのキレイ意識の向上を図るとともに、環境美化活動を充実させることが求められます。

基本的な考え方

- ・持続可能な美しいまちなみづくりを図ります。
- ・町民一人ひとりの景観や環境に対するキレイ意識の向上を図ります。

施策

施策		主な内容
(1)	美しい景観の整備	①花壇、街路樹の整備と維持管理 ②中心街のにぎわい創出による空き店舗等の解消
(2)	キレイ意識の向上	①環境や景観の美化に対する町民意識の向上 ②環境美化活動の促進 ③衛生に関する啓発

指標

指標名	現状値	目標値
道路の美化活動	(2024年度) 9路線	(2029年度) 9路線

関連する計画

「遠軽町公園施設長寿命化計画」

「遠軽町環境基本計画」

関連性の高いSDGs



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



11 住み続けられるまちづくりを

3 上下水道の充実

現状と課題

- (1) 水道事業については、遠軽、瀬戸瀬、社名淵、生田原、安国、丸瀬布、上武利及び白滝の各地域に水道施設を整備し、安全でキレイな水を安定して供給しています。また、これまで表流水を水源とする浄水場においては、集中豪雨などによる濁水の処理に苦慮していましたが、清川浄水場については滞水池（愛称：えんため〜る）を整備し、集中豪雨などの際にも長時間キレイな水を確保することが可能となっています。水質についても定期的に検査・確認を行い、有害物質が含まれていないことを確認しています。引き続き、安全でキレイな水を供給するため、老朽化した施設の更新や耐震化などを計画的に進めていくとともに、災害時などにおいても安定した給水できる体制づくりに努める必要があります。また、限りある資源である水を有効に活用していくため、節水について協力を働きかけることも重要です。
- (2) 下水道事業については、下水道処理区域内水洗化率が令和5年度末に96%となり、健康で衛生的な生活にはなくてはならないものとなっています。また、下水道未接続住宅の水洗化に努める必要があります。
- (3) 本町の上下水道事業は、公営企業として事業を運営しています。今後も、人口減少などの影響による料金収入の減少が進んでいく中で、計画的で健全な事業運営を維持するために、水道料金及び下水道使用料収入の確保に努めるとともに、使用料金の見直しも検討する必要があります。

基本的な考え方

- ・安全でキレイな水を安定供給するため、水道施設の計画的な整備・更新と効率的な維持管理を進めます。
- ・下水道計画区域内での計画的な下水道整備と維持管理を推進するとともに、未整備地区の効率的な下水処理対策に取り組みます。
- ・効率的な上下水道事業運営を進め、計画的で健全な事業経営に努めます。

施策

施策		主な内容
(1)	安全でキレイな水の安定供給	①水道施設の計画的な整備・更新、維持管理 ②水質の管理・検査体制の充実 ③節水や水の有効利用に対する意識づくり
(2)	下水道施設の整備と維持管理	①下水道施設の計画的な整備・更新、維持管理 ②下水道計画区域内での水洗化の促進 ③未整備地区の効率的な下水処理の推進
(3)	上下水道事業の健全な運営	①上下水道事業に係る計画的な財政運営の推進 ②水道料金・下水道使用料収入の確保 ③水道料金・下水道使用料金の見直しの検討

指標

指標名	現状値	目標値
水道有収率※	(2023年度) 57.00%	(2029年度) 62.00%
下水道水洗化率※	(2023年度) 96.00%	(2029年度) 97.00%
水道料金回収率※	(2023年度) 82.97%	(2029年度) 100%以上
下水道経費回収率※	(2023年度) 109.12%	(2029年度) 100%以上

関連する計画

「遠軽町水道事業ビジョン」

「遠軽町公共下水道事業計画」

「遠軽町一般廃棄物処理基本計画」

関連性の高いSDGs



6 安全な水とトイレを世界中に



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



11 住み続けられるまちづくりを

基本目標 2 安心して安全に暮らせる明るいまちづくり

1 消防・救急体制の充実

現状と課題

- (1) 町内には、消防署と3出張所があるほか、各地域に消防団が組織され、消火活動をはじめさまざまな災害から町民の生命・財産を守る重要な役割を担っています。災害の多様化・複雑化や社会構造の変化にも柔軟に対応できる消防力を維持していくことが求められています。地域防災力の中核を担う消防団員の加入促進や災害時の救護、避難誘導活動に注力できる人的資源の確保に努めていかなければなりません。また、救急活動においては、高齢化社会の進展に伴い、高齢者を対象とする救急出動件数は今後ますます増加していくことが予測されています。この救急需要に対応するため、町内医療機関とのさらなる連携強化に取り組み、北見市や旭川市などの高次医療機関への転院搬送の要請にも即応できるよう、広域消防のメリットを最大限に生かし、救急出動体制を強化していく必要があります。さらには、消防・救急車両、装備や資機材についても、社会情勢に対応し計画的に更新していくことが必要となります。
- (2) 消防の一環として、広報や関連イベントなどを通じて火災予防の大切さを啓発しています。今後もさまざまな機会を通じて、火災を未然に防ぐ意識を向上させることが必要です。救急については、救急車を呼ぶべき正しい状況を町民へ啓発することで、不要な救急搬送を減らし、医療資源を本当に必要なところへ配分することが必要です。また、町内の各施設において、AED[※]の設置が進んでいますが、心肺蘇生法やAED[※]の講習会への積極的な参加を促進し、緊急時に慌てず対処できる技術や知識を広めるとともに、AED[※]のバッテリーや器具などの適正な管理が必要です。

基本的な考え方

- ・消防・救急体制を強化するため、消防団などへの加入促進や装備、資機材などの充実に取り組みます。
- ・火災を未然に防ぐ意識向上、救急車呼び出しへの正しい理解促進、救急時の対応に関する知識の普及に努めます。

施策

施策		主な内容
(1)	消防・救急体制の充実	①救急・救助・搬送体制の強化 ②消防団等への加入促進 ③消防・救急施設、装備、資機材等の充実
(2)	消防・救急に対する町民意識の向上	①火災予防意識の向上 ②救急車の適正な呼出しの啓発 ③心肺蘇生法講習会等、応急手当の普及 ④AED [*] の適正管理

指標

指標名	現状値	目標値
救急出動件数	(2023年度) 1,027件	(2029年度) 1,020件
消防団員数	(2023年度) 230人	(2029年度) 253人

関連する計画

「遠軽地区広域組合公共施設等総合管理計画」

「遠軽地区広域組合消防施設整備計画」

関連性の高いSDGs



3 すべての人に健康と福祉を



11 住み続けられるまちづくりを

2 防災体制の充実

現状と課題

- (1) 近年、各地で大規模な災害が発生しています。本町においても、平成28年に一週間に三つの台風が連続して北海道に上陸し、その影響による降雨で町内各地に甚大な被害が発生しました。また、平成30年には北海道胆振東部を震源とする大規模地震が発生し、この影響で北海道のほぼ全域で電力が止まる事態（ブラックアウト）となりました。突発的に発生する災害に対し、人的・経済的被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや事業者などが自ら取り組む「自助」、身近な地域やコミュニティにおいて町民などが力を合わせて助け合う「共助」が必要となります。
- (2) 本町は比較的災害が少ない地域であり、実際に災害を経験したことがない世代が存在し、災害に対応する備えが希薄になることが想定されるため、子どもの頃からの防災教育の充実を図り、防災意識の高い「人づくり」を進めていくことが求められます。また、デジタルを活用した防災啓発情報の発信や出前講座などを実施することで、自治会や町民一人ひとりの防災意識の高揚を図ることが必要となります。

基本的な考え方

- ・自助、共助など災害に対する町民意識の高揚や防災体制の整備・強化をし、公助の充実に取り組めます。

施策

施策		主な内容
(1)	地域防災力の向上	①災害時における多様な伝達手段の確立 ②計画的な防災備蓄品の整備 ③避難体制の充実（体制の整備、訓練の実施） ④地域防災力の向上促進（自主防災組織の結成促進）
(2)	防災教育の充実	①幼少期からの防災教育の推進 ②防災対策意識の高揚

指標

指標名	現状値	目標値
防災備蓄品の備蓄量	(2024年度) 約180人分	(2029年度) 約250人分
1日防災学校実施回数	(2024年度) 1回/年	(2029年度) 4回/年

関連する計画

- 「遠軽町強靱化計画」 「遠軽町地域防災計画」
「遠軽町水防計画」 「遠軽町国民保護計画」
「遠軽町災害廃棄物処理計画」

関連性の高いSDGs



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



11 住み続けられるまちづくりを

3 交通安全・防犯の推進

現状と課題

- (1) 交通安全指導員による活動や交通安全教室などを通じて、子どもから高齢者まで地域社会全体で交通安全意識を高めていくよう努めていますが、町内に住む外国人も増加傾向にあることから、外国人向けの交通安全教育の検討も必要です。近年の交通事故の傾向を全国的に見ると高齢者の交通事故が増加しています。自動車による事故だけではなく、自転車や歩行者による事故も含めて高齢者が関わる交通事故は深刻な結果を招くことが多いため、適切な対策が求められます。交通事故を減らすために、交通安全に対する啓発の強化と幅広い年齢層への自転車利用に対するマナーとルール of 徹底について啓発を行っていくことが必要です。また、高速交通ネットワークの整備に伴い、町内の交通量が増加していることなどを踏まえて、交通危険箇所を把握し、適切な安全対策を進める必要があります。
- (2) 防犯対策は、生活安全灯の設置などの物理的対策、防犯パトロールや啓発活動などを実施する社会的対策、学校などでの防犯教育、最新テクノロジーの活用など多面的なアプローチが求められます。また、高齢者や子どもを狙った事件が後を絶たない状況にあり、町民が犯罪の加害者や被害者とならないために、個人、地域、警察などの協力により、犯罪を未然に防ぐことに加えて、全国的にも犯罪の半数近くを占めている再犯の防止を図ることが安全で明るい生活環境を維持するために必要です。また、空き巣や窃盗などの犯罪に加え、近年では特殊詐欺や、SNS*を悪用した犯罪、さらにはインターネットの普及によるSNS*などを利用した誹謗中傷・いじめなども増えており、犯罪に対する啓発と併せてSNS*などの正しい利用法についても啓発していく必要があります。

基本的な考え方

- ・交通の安全を確保するため、交通安全教育を展開し、交通安全意識の向上に努めるとともに、交通安全施設の整備を進めます。
- ・地域の安全・安心を確保するため、関係機関・団体と協力し、詐欺被害の防止や防犯意識の高揚を図り、犯罪が起きない安全で明るい環境づくりを進めます。

施策

施策		主な内容
(1)	交通安全の推進	①年齢層等に応じた交通安全教育の推進 ②交通安全指導員活動の推進 ③交通安全啓発の強化 ④自転車交通安全教育の強化 ⑤交通安全施設の整備、関係機関への設置要請
(2)	防犯対策の推進	①生活安全灯の設置 ②防犯パトロールの推進 ③特殊詐欺等の被害防止に関する啓発 ④SNS*等の正しい利用方法の啓発
	再犯防止の推進	①再犯防止に対する理解の促進 ②「社会を明るくする運動」等の啓発活動の推進 ③保護司の人材確保と協力 ④更生保護事業の広報活動の推進・支援

指標

指標名	現状値	目標値
交通事故件数（人身）	（2023年）	（2029年）
	8件	0件
犯罪件数	（2023年）	（2029年）
	43件	0件

関連する計画

「交通バリアフリー基本構想」

「遠軽町地方再犯防止推進計画」

関連性の高いSDGs



3 すべての人に健康と福祉を



11 住み続けられるまちづくりを



16 平和と公正をすべての人に

基本目標 3 環境保全とクリーンなまちづくり

1 ごみ処理の充実

現状と課題

- (1) 本町では、ごみの再利用・再資源化に努めています。ごみの分別は町民の負担となりますが、限りある資源の有効活用とごみの減量化が図られ、持続可能な循環型社会^{*}を実現するためには必要なものです。ごみの排出量を減らすことは、自然環境への負荷を減らすだけでなく、処理施設の延命や収集の効率化などにもつながり、最終的には町民の負担を減らすことにもなるため、町民一人ひとりがより意識してごみを減らしていくことが重要です。また、処理費用の負担増加や分別の複雑化などの理由から不法投棄が増加する傾向にあるため、さらなる指導や監視体制の強化が求められます。
- (2) ごみや資源ぶつの中間処理施設（焼却・破砕など）の運営は一部事務組合（遠軽地区広域組合）が行っており、本町のほか、湧別町・佐呂間町のごみの受入処理をしています。平成30年に「えんがるクリーンセンター」（焼却施設）、令和6年に「えんがるリサイクルセンター」（破砕など）を供用開始し、廃棄物処理を安定的かつ効果的に行っています。今後は広域運営となる最終処分場が稼働予定となっています。それぞれの施設を適正に維持管理し、ごみ処理に係る環境等への負担軽減を図るためごみの減量化・再資源化をさらに図っていくことが必要です。水害などの災害により発生した廃棄物の処理を迅速に行うため、廃棄物処理体制の確立と町民への理解の促進に努める必要があります。

基本的な考え方

- ・持続可能な循環型社会^{*}を実現するため、ごみの減量化、再利用・再資源化を進め、クリーンな環境づくりに取り組みます。
- ・処理施設の整備・更新と適切な維持管理に努め、ごみ処理の最適化を図ります。

施策

施策		主な内容
(1)	ごみの減量化・再資源化の推進	①ごみの減量化に対する理解促進、リサイクル意識の啓発 ②正しい分別に関する理解促進 ③不法投棄の防止に向けた取組
(2)	廃棄物処理体制の充実	①廃棄物処理施設の適正な整備・更新、維持管理 ②災害廃棄物の適正な処理と町民の理解の促進

指標

指標名	現状値	目標値
ごみ総排出量	(2023年度) 1, 227 g/人・日	(2029年度) 1, 022 g/人・日
ごみ処理場搬入量	(2023年度) 7, 836 t	(2029年度) 6, 021 t

関連する計画

「遠軽町一般廃棄物処理基本計画」

「遠軽町分別収集計画」

「遠軽町災害廃棄物処理計画」

関連性の高いSDGs



11 住み続けられるまちづくりを



12 つくる責任つかう責任



17 パートナーシップで目標を達成しよう

2 環境保全、環境衛生の充実

現状と課題

- (1) 昨今の環境保全を取り巻く情勢は、「持続可能な開発目標（SDGs[※]）」や「パリ協定[※]」の採択などに伴い経済や社会の在り方が大きく変化しており、国は、2021年4月に、2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目標に掲げています。経済、社会及び環境の三側面の調和を意識しながら、脱炭素社会を実現する必要があります。本町においても、環境問題を理解し、行動を変えるための教育や啓発、さらには、温室効果ガスの排出抑制や省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの利用拡大などについても取り組んでいくことが必要です。
- (2) 油やふん尿などが河川や土壌に流出することにより、自然環境が破壊されるばかりでなく、上下水道などに大きな被害を及ぼす可能性もあります。町民が適切に管理し、事故の未然防止に努めることが求められます。環境負荷の高い生活排水処理については、下水道計画区域外における個別排水事業による浄化槽の設置を進め、環境負荷の低減を図ることが必要です。し尿処理については、本町単独よりも広域的に取り組むことにより負担軽減が期待されるため、湧別町と佐呂間町と共同で受入施設を整備する計画があります。
- (3) 町営墓地については、草刈や清掃などの維持管理を行っていますが、少子高齢化や使用者の転出などに伴い、管理が行き届かなくなるお墓も見られます。適正な使用者の継承手続きや使用区画の返還手続きを進める必要があります。また、令和2年度から合葬墓の供用を開始しています。今後も、後継者不在などによって墓じまいをする方や経済的な事情からお墓を建てられない方が増えることが想定されるため、社会情勢に合わせた対応が求められます。

基本的な考え方

- ・地球規模での環境保全に対する意識を高め、温室効果ガスの排出抑制などの具体的な取組を進めます。
- ・クリーンな環境づくりのため、公害の監視など、環境衛生対策の充実に努めます。
- ・町営墓地及び合葬墓の適正な整備、維持管理に努めます。

施策

施策		主な内容
(1)	環境保全の充実	①環境保全に係る学校教育と普及啓発 ②町有施設における省エネルギーの推進及び温室効果ガスの排出抑制 ③再生可能エネルギーの導入促進と適切な管理方法の検討
(2)	環境衛生対策の充実	①大気・水質・土壌汚染、悪臭、騒音等の監視強化 ②環境保全、衛生に対する公共マナーの向上 ③生活排水処理の適正な推進
(3)	墓地の適正な管理運営	①町営墓地の適正な管理 ②合葬墓の適正な整備、維持管理

指標

指標名	現状値	目標値
油流出事故件数	(2023年度) 1件	(2029年度) 0件
浄化槽設置数	(2023年度) 529基	(2029年度) 590基
合葬墓合計埋葬数	(2023年度) 385体	(2029年度) 1,000体

関連する計画

「遠軽町環境基本計画」

「遠軽町地球温暖化対策実行計画」

「遠軽町一般廃棄物処理基本計画」

関連性の高いSDGs



11 住み続けられるまちづくりを



12 つくる責任つかう責任



13 気候変動に具体的な対策を

基本方針 3 創造性と継続性、後世につなぐ産業づくり

基本目標 1 地域の資源をいかした産業のまちづくり

1 農業の振興

現状と課題

- (1) 本町の農業は基幹産業の中核として位置付けられており、畑作や酪農から生産された農産物は加工用を主に生食用としても出荷されています。近年は不安定な国際情勢を背景に、原油価格や生産資材価格の高騰、農畜産物の需要の落ち込み、さらに異常気象など、町内の農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。そのため、高収益作物の栽培促進や、6次産業*化の促進、酪農業・畜産業を含めた農業の生産基盤の整備などを実施することにより、農業経営基盤の強化を図り、生産性と収益性の高い農産物の生産体制を築くことが必要です。
- (2) 近年においては、農家の経営規模拡大や農作業の機械化が一定程度進んだことにより、労働環境改善や生産性・収益性が向上されつつあります。しかしながら、現在も労働力が不足している状況にあり、情報通信技術やロボット技術を活用した「スマート農業※」の導入などによる農業の省力化とさらなる生産性と労働環境の改善・向上を図る必要があります。
- (3) 町内の農家戸数は、後継者不在や農業経営の大規模化などにより、減少傾向が続いています。農業者人口の急速な減少に伴い、離農跡地が増加し、農地の保全にも影響を与えています。農業が将来にわたって持続可能なものとなるよう、担い手である後継者や新規就農者の育成・確保を図るとともに、農業が持つ魅力を発信していくことが必要です。
- (4) 町の農地において、エゾシカやヒグマなどの野生鳥獣による農作物被害が多発しています。このため、侵入防止柵の設置など自己防衛を進める一方で、野生鳥獣の適切な個体数管理を図る必要があります。

基本的な考え方

- ・ うるおいとゆとりが感じられ、強く魅力ある農業をつくります。
- ・ 担い手の確保を図り、持続可能な農業を目指します。

施策

施策		主な内容
(1)	生産性と収益性のある農業の確立	<ul style="list-style-type: none"> ①高収益作物の栽培の促進 ②農畜産物のブランド化 ③農畜産物の品質の向上 ④安全・安心な農畜産物の生産 ⑤農畜産物を使った6次産業*化 ⑥農畜産物の販路の拡大 ⑦収益性を上げる土地基盤の整備 ⑧共同経営・法人化による組織体制の強化 ⑨個人経営体への支援
(2)	農業経営者のゆとりの創出	<ul style="list-style-type: none"> ①農地集約による生産効率の向上 ②スマート農業*の導入促進 ③短期就労制度活用の促進 ④農業労働者の安定的な確保 ⑤農業経営に対する支援
(3)	担い手の育成と農業の魅力発信	<ul style="list-style-type: none"> ①新規就農者の受入れ促進 ②農業後継者の育成・支援 ③離農跡地、荒廃地の増加対策 ④異業種から農業分野への参入支援 ⑤農業の魅力・イメージの情報発信 ⑥農業体験、グリーンツーリズム*の受入れ促進 ⑦安全・安心な「食」を生かした農業の魅力発信 ⑧地場産野菜を地元で購入することができる仕組みづくり
(4)	鳥獣被害対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①野生鳥獣による農業被害の防止 ②捕獲した野生鳥獣の有効活用 ③農業関係団体との連携の強化 ④農地が持つ多面的機能発揮のための支援

指標

指標名	現状値	目標値
基盤整備面積（年）	（2023年度） 46ha	（2029年度） 70ha
就業人口（農業）	（2023年度） 30人	（2029年度） 33人
新規就農件数	（2023年度） 1経営体	（2029年度） 1経営体
エゾシカ捕獲計画数	（2023年度） 1,334頭	（2029年度） 1,500頭

関連する計画

「遠軽町農業振興地域整備計画」

「遠軽町農業経営基盤強化促進基本構想」

「遠軽町酪農・肉用牛生産近代化計画」

「遠軽町鳥獣被害防止計画」

関連性の高いSDGs



2 飢餓をゼロに



8 働きがいも経済成長も



9 産業と技術革新の基盤をつくろう

2 林業の振興

現状と課題

- (1) 本町の面積の約9割を占める森林は、そのうちの約8割が国有林で、残りの約2割を町有林と私有林などの民有林で占め、北海道林業統計においては全道で一番広い面積を誇り、その資源量も豊富です。本町の林業は過去には基幹産業に位置付けられ盛んでしたが、現在は優良な天然林資源の枯渇や、物価高の影響による国内の木材需要の低下などから、縮小している状況にあります。一方で、過去に植林された人工林が伐採期を迎えつつあることから、この資源の有効活用が求められています。このため、木育^{*}をはじめとする木材利用の普及啓発を実施し、木材利用を促進するとともに、今ある森林資源を活用し、作業コストを削減しながら、安定した林業経営と森林資源の保全を図っていく必要があります。また、町内に木材加工事業者が少なく、間伐などにより得られた木材が町外に流出していることから、木材加工産業の育成も図りながら、地場産材を地域内に循環させることのできる仕組みづくりが必要です。
- (2) 林業従事者の高齢化に加え、担い手不足、森林所有者の意欲の低下、不在地主の増加などにより、管理不十分な森林の増加が懸念されています。林業合同説明会、技術研修などを開催し、人材確保を図っていますが、十分な成果に至っておらず、さらなる林業従事者の育成と確保を図るとともに、森林所有者の意欲を向上させる取組が必要です。
- (3) 林業が盛んであった時代には、木材生産など森林が持つ経済的機能に力を注ぎ町が発展してきましたが、今後は、防災、生物多様性^{*}の保全、二酸化炭素の吸収や炭素の貯蔵など、森林が持つもう一つの機能である公益的機能とのバランスを考え、持続可能な循環型社会^{*}を確立していかなくはなりません。今後は、森林が持つ経済的機能の活性化はもとより、良好な水環境や豊かな自然環境をはじめとした、森林が持つ公益的機能を保全・活用していく必要があります。

基本的な考え方

- ・ 計画的で将来性のある森林整備を進めます。
- ・ 林業経営基盤の安定と担い手の育成・確保を図ります。
- ・ 森林の公益的機能の保全と活用を図り、持続可能な循環型社会^{*}を確立します。

施策

施策		主な内容
(1)	安定した林業経営基盤と生産体制の整備	①地場産材の付加価値向上と地域内で循環させる仕組みづくり ②木材加工産業の育成 ③安定した木材供給体制の整備 ④機械化による作業効率の向上とコストの削減 ⑤林道や作業道の整備 ⑥森林組合の育成・強化 ⑦計画的な森林整備の推進 ⑧間伐材の有効利用 ⑨国や道等の関係機関との連携強化 ⑩木材の利用拡大・促進
(2)	林業をささえる人材の育成	①林業従事者の育成と確保 ②林業の魅力発信 ③作業技術の継承と取得への支援 ④作業オペレーター等の技術者の育成 ⑤森林所有者の意識啓発 ⑥不在地主への森林整備の働きかけ
(3)	森林の公益的機能の活用と新たな価値の創出	①国土、水資源、生物多様性 [*] の保全 ②再生可能エネルギーとしての木材の利用促進 ③森林資源を活用した新たな特産品の開発 ④森林空間を利用した体験プログラムや学習機会の創出 ⑤木工体験施設の活用促進

指標

指標名	現状値	目標値
民有林整備面積（年）	（2023年度） 987.19ha	（2029年度） 1,000.00ha
就業人口（林業）	（2023年度） 51人	（2029年度） 56人
木工体験施設利用者数 （年）	（2023年度） 1,454人	（2029年度） 1,500人

関連する計画

「遠軽町森林整備計画」

関連性の高いSDGs



8 働きがいも経済成長も



14 海の豊かさを守ろう



15 陸の豊かさも守ろう

基本目標 2 人と歴史が輝く商工業・観光づくり

1 商工業の振興

現状と課題

- (1) 本町は、交通の要衝として古くから発展してきた町であり、近隣地域の中心的商業機能を備えています。マイカーの普及と道路交通網の整備により、日用品や食料品の買い物などでも自動車での移動が中心となったことで、郊外型の大型店舗の立地が進み、他市町村と同様に中心商店街の多くが閉店するなど、活気を失っている状況にあります。中心市街地のにぎわい創出を目的の一つとして整備した芸術文化交流プラザと市街地の商店街が連携し、にぎわいづくりを今後も継続して実施していくとともに、町内外の方が市街地の商店街に魅力を感じ、足を運びたいくなるような商品や空間を創出する必要があります。
- (2) 人口減少など地域の商工業を取り巻く厳しい環境を背景に、事業の後継者不在などによる廃業が多く、新たな起業も多くないことから、まちのにぎわいが失われつつあります。このため、起業や事業承継、事業拡大などを積極的に支援することが必要です。特に、遠軽地域と比べ過疎化が進む生田原、丸瀬布、白滝地域においては、商店などの閉店が目立ち、日用品や食料品の地域内での購入が困難になっています。
- (3) 道路交通網の整備により都市部への移動が容易になったことや、インターネットなどの普及により、消費活動が町外に流出し、町内でお金が循環しない状況にあります。地域経済を循環させるためには、地元で生産、販売しているものを地元の人を買う「地販地消[※]」の取組をより積極的に進めつつ、事業者における地場製品の販路拡大と販売を促進させ、お金を呼び込む必要があります。また、農業生産者や加工事業者、商業者などの異業種間による連携を図り、6次産業[※]化による付加価値を高めた商品を販売するとともに、商業団体と観光産業の連携によるイベントの開催など、より多くのお金を生む取組が必要です。
- (4) 本町は、商工会議所、商工会、青年会議所や建設業協会をはじめとしたさまざまな商工業団体からの協力を得ながら、まちづくりを円滑に進めてきています。町外資本の事業者の進出が広がる中、これまで以上に事業者と地域コミュニティとの連携を図ることが求められます。

基本的な考え方

- ・町内外の方が魅力を感じ、足を運びたいくなるような活気ある商店街をつくります。
- ・チャレンジ精神を持つ事業者を積極的に支援します。
- ・地域の経済が循環し、商工業がうるおうまちづくりを進めます。
- ・商工業団体などと連携し、協働するまちづくりを進めます。

施策

施策		主な内容
(1)	にぎわいと魅力のある商店街の空間づくり	①商店街の魅力発掘・発信 ②商店街に人が集まる空間の創出 ③空店舗の活用促進 ④各世代の需要に合った魅力ある店舗の立地促進 ⑤芸術文化交流プラザを活用した連携事業の実施 ⑥事業者同士のコミュニティの形成
(2)	起業がしやすく事業が継続できる環境づくり	①起業・事業承継・事業拡大など、挑戦する事業者への支援 ②商工業者に対する各種補助、助成、融資による事業支援 ③技術の継承と新たな技術開発の促進
(3)	地域経済を活性化させる仕組みづくり	①地場製品の販路拡大と販売の促進 ②「地販地消 [*] 」の推進 ③農業生産者、加工業者、商業者が連携した6次産業 [*] 化の実施 ④商業団体と観光産業との連携強化
(4)	商工業団体と協働するまちづくり	①商工業団体や関係機関との連携強化 ②企業間の連携強化 ③外部人材の活用

指標

指標名	現状値	目標値
店舗近代化 [*] 及び企業振興促進 [*] 新規補助件数	(2023年度) 4件	(2029年度) 12件
遠軽商工会議所及びえんがる商工会会員企業数	(2023年度) 643事業所	(2029年度) 640事業所

関連する計画

「遠軽町農村地域工業等導入実施計画」

「生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画」

関連性の高いSDGs



8 働きがいも経済成長も



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



11 住み続けられるまちづくりを

2 観光と物産の振興

現状と課題

- (1) 本町は、豊かな自然環境や温泉などの多様な観光資源を有しており、その価値を有効に活用することで観光地としての魅力をさらに高める可能性を有しています。また、国宝「北海道白滝遺跡群出土品」や道の駅遠軽森のオホーツクにおけるアクティビティなどの新たな観光資源も生まれています。このような観光資源を組み合わせた活用を検討するとともに、アウトドアツーリズム*やアドベンチャートラベル*など、新たな価値を掘り起こし、磨き上げを行い、魅力ある観光地づくりを図る必要があります。
- (2) 町と産業団体との連携により、町内産アスパラやじゃがいもなどのブランド化に取り組んでいます。また、町内の民間事業者においても、それぞれ魅力的な商品開発を行っています。地場産品については近年、拡大しているふるさと納税*にも直結し、重要性が高まっています。さらなる高付加価値化を図り、地域経済の活性化につなげることが求められます。
- (3) 旭川紋別自動車道の末端にある遠軽インターチェンジに隣接した「道の駅遠軽森のオホーツク」は多くの方が立ち寄るスポットになっています。その客足を広く町内に行き渡らせることが課題となっています。また、近年、増加傾向にある外国人観光客は、地域に大きな経済効果を生むことが期待されているものの、十分な取り込みには至っていません。このため、滞在型観光への転換や、旭川紋別自動車道の末端が本町である機会を生かした新たな事業の創出、観光メニューの開発、宿泊施設の拡充、外国人観光客を受け入れるためのニーズの把握や言語対応といった基本的な受入れ体制の整備などが必要です。
- (4) 本町は、多様な観光資源を有している一方で、地域の伝統や暮らしなどを感じられる体験型コンテンツの提供は不十分な状況にあります。このため、地域の自然・文化・歴史などを深く分かりやすく本質を伝えるツアーガイド人材の育成を図る必要があります。また、魅力ある観光と物産をつくり上げていくためには、地域資源を発掘し、それらを創意工夫により事業化・商品化していくことのできるノウハウを持った人材の育成と、それをささえていくことのできる推進体制の整備も必要です。
- (5) 各地域には、町村合併前から引き続き行われてきたイベントがあり、地域の文化として定着しています。また、民間の団体が新たに実施するイベントも増えており、町ではそうしたイベントに対する支援も行っています。一方で、各地域において実施しているイベント

は地域の担い手不足や、スタッフの確保が困難な状況もあります。今後は、各地域の実情に沿った実施方法などについて検討していく必要があります。

基本的な考え方

- ・地域の魅力と資源を生かし、地域経済の活性化につながる観光地づくりを推進します。
- ・地場産業を生かした特産品の開発と地域ブランド化を進めます。
- ・誰しものが満足できる、魅力あふれるイベントづくりを進めます。

施策

施策		主な内容
(1)	魅力ある観光地の基盤づくり	①国宝を活用した新たな観光情報の発信 ②豊かな自然環境をコンテンツにした体験型観光の促進 ③観光資源の開発・掘り起こし・磨き上げ ④既存観光施設の整理 ⑤観光施設への移動方法の検討
(2)	新たな特産品の開発と地域ブランド化	①特産品の開発支援と販売の促進 ②既存特産品の認知度向上 ③地域ブランドの創出・継続 ④加工・製造業との連携による観光資源を生かした新たな観光特産品の開発
(3)	地域経済の活性化につながる観光地づくり	①通過型観光から滞在型観光への転換と新たな観光メニューの開発 ②宿泊施設の拡充 ③外国人観光客の受入れ体制の整備
(4)	町の観光を担う人材の育成と推進体制の構築	①観光協会・商工団体との連携強化 ②観光に関わる人材の育成 ③町民と協働する観光地づくり
(5)	魅力あるイベントの創出	①地域の特性を生かした各種イベントの充実 ②誰しものが楽しめる魅力あるイベントの実施

指標

指標名	現状値	目標値
観光入込客数	(2023年度) 853.6千人	(2029年度) 960千人
宿泊客数	(2023年度) 40.2千人	(2029年度) 45.2千人

関連性の高いSDGs



8 働きがいも経済成長も



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



11 住み続けられるまちづくりを

基本目標 3 雇用の創出と働きやすい環境づくり

1 企業の誘致

現状と課題

- (1) 魅力的な仕事地域内にあることが、人口減少の抑制に向けた有効な手段となります。旭川紋別自動車道の延伸で道央圏へのアクセスが改善した環境を生かし、新たな企業の誘致が求められます。

基本的な考え方

- ・企業のニーズを把握し、効果的な情報発信を進めます。
- ・地域資源と交通ネットワークの優位性を生かした企業誘致活動を進めます。

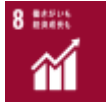
施策

施策		主な内容
(1)	企業誘致に関する情報発信・情報収集の推進	①工場や事業所等の適地に関する情報の発信 ②町の特長・優位性に関する情報の積極的な発信 ③企業情報、ニーズの把握・収集
	企業誘致活動の促進と体制の整備	①地域資源を生かした誘致活動の促進 ②町民の協力による誘致活動の実施 ③立地企業に対する優遇措置の実施 ④工場適地の活用促進 ⑤企業誘致推進体制の構築

指標

指標名	現状値	目標値
工場適地従事者数	(2023年度) 257人	(2029年度) 275人
誘致企業数(延べ数)	(2024年度) 0企業	(2029年度) 1企業

関連性の高いSDGs



8 働きがいも経済成長も



11 住み続けられるまちづくりを

2 雇用環境の安定

現状と課題

- (1) 本町の労働市場は事業者からの求人と仕事を探している方の職種のバランスにミスマッチが見られます。このようなミスマッチを解消するための取組が求められます。
- (2) 町内企業やハローワークなどの関係機関との連携のもと、雇用機会の確保と、雇用の安定化を図っています。雇用機会の確保を図る上で、新たな雇用の受け皿となる企業が不足していることが課題となっています。
- (3) 高校生に実施したアンケート結果から、高校や大学を卒業した後、町外に住みたいという回答が最も多い現状にあります。若者が地元を離れてしまう理由として、地元企業に対する魅力や、仕事のやりがいなどに対する情報が不足していることが考えられることから、地場産業を活性化させることの意義や重要性を知ってもらう機会を設けることが必要です。
- (4) 少子高齢化の進展に伴い、今後さらに労働力が不足することが懸念されています。労働力不足の解消にあたっては、女性や高齢者、外国人などの活躍が期待されます。このような方たちの就業機会の創出と働きやすい環境づくりが求められます。
- (5) 遠紋地域人材開発センター運営協会に対し支援を行うことで、職業訓練や職業能力の開発に関する事業を実施しています。一方、作業資格・免許が必要な事業所では、取得に必要な費用が事業主や労働者に負担となっているなど、労働者不足と相まって、円滑な技術の継承と人材の育成に影響を与えています。建設業などにおいては、慢性的な人材不足にあり、こうした問題を解消する必要があります。また、多様化する職業とニーズに対応するため、遠紋地域人材開発センターでの職業訓練などのほか、企業の労働者に対するさまざまな職業能力の開発を支援していく必要があります。

基本的な考え方

- ・労働力不足を解消するとともに、魅力的な雇用を創出します。
- ・若者が働ける場をつくり、女性や高齢者、障がい者、外国人労働者の雇用環境を整備します。
- ・多様化する職業と就業ニーズに対応した、職業能力の開発を推進します。

施策

施策		主な内容
(1)	雇用の場の創出と働き手の確保	①既存企業の育成と企業誘致の促進 ②若年者雇用に対する支援・促進 ③女性や高齢者が活躍できる仕事場の創出 ④新規立地企業に対する就業の促進 ⑤企業が求める人材の安定した確保 ⑥季節労働者雇用対策の推進
(2)	雇用の安定化	①ハローワークや事業所等との連携体制の強化
(3)	地元企業への就業の促進	①小中高生への職場体験の実施 ②地場産業を学ぶ機会の確保 ③地場産業の魅力や仕事内容に関する情報の発信
(4)	労働環境の充実・向上	①子育てや介護と仕事が両立できる職場環境の整備促進 ②高齢者雇用の促進 ③障がい者が働きやすい職場環境の整備促進 ④外国人労働者が安心して就労できる環境の創出
(5)	技術の継承と人材の育成	①職業訓練等、各種研修機会の確保 ②資格、免許の取得に係る支援

指標

指標名	現状値	目標値
季節労働者技能講習受講者数	(2023年度) 18人	(2029年度) 26人
人材開発センター職業講習受講者数	(2023年度) 519人	(2029年度) 500人

関連性の高いSDGs



1 貧困をなくそう



8 働きがいも経済成長も



10 世界中から不平等を減らそう

3 働く場における女性活躍の促進

現状と課題

- (1) 若年女性の都市部への流出が、地方における人口減少の要因の一つとされています。これまでの性別に対する固定観念を払拭し、女性が出産・育児と仕事を両立できる環境を整備する必要があります。
- (2) 女性が仕事と家庭生活を両立し、女性の意志や考え方を反映させていくためには、自治体や民間企業における意思決定の場に女性の参画を進めるとともに、就労の継続や再就職を支援するなど、男女の均等な雇用機会と待遇が確保できるような取組を促進する必要があります。
- (3) 就業は生計を維持し、経済的な基盤を形成するものであるとともに、人々の自己実現につながるものであり、働きたいと希望する人が性別に関わらず、結婚や出産などのライフイベントにおいて、多様な働き方を選択できるよう環境を整えていくことが重要です。

基本的な考え方

- ・ 出産や子育てなどの場面においても仕事を続けていくことができる男女ともに働きやすい社会・職場を実現します。

施策

施策		主な内容
(1)	仕事と家庭生活が両立できる働き方改革	①仕事と育児等との両立に関する意識啓発 ②長時間労働の抑制や年次有給休暇等の取得促進
(2)	男女の均等な雇用機会と待遇の確保	①男女雇用機会均等法等労働に関する制度の周知 ②ハラスメント等についての認識を高め、防止策等を周知 ③女性のまちづくり参加の促進
(3)	働きたい女性の就労・雇用継続支援	①働く女性が安心して出産や子育てができる職場環境づくりの啓発 ②育児・介護休業制度の啓発

指標

指標名	現状値	目標値
啓発活動実施回数（年）	(2024年度) 0回	(2029年度) 2回
周知活動実施回数（年）	(2024年度) 0回	(2029年度) 2回

関連する計画

「遠軽町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」

関連性の高いSDGs



5 ジェンダー平等を実現しよう



8 働きがいも経済成長も



10 世界中から不平等を減らそう

基本方針 4 誰もが安心して未来へつながるまちづくり

基本目標 1 健康で暮らせるまちづくり

1 保健対策の充実

現状と課題

- (1) 地域に根差した健康増進や保健予防の普及に取り組むため、地域ごとに担当保健師を配置して指導を実施しています。生活習慣や身体の不安を抱え、食事の改善や定期的な運動などを行い、健康的に生活を送るために、まずは個人面談などを通じて健康づくりに対する個人の意識を高めるとともに、健康診断などを受けることの重要性について広く啓発する必要があります。
- (2) 定期的に健康診断や検診を受けることで病気を早期発見することができ、ひいては医療費の抑制にもつながりますが、各がん検診の平均受診率が令和5年度で11.8%と低い状況です。「自分は健康だから大丈夫」と過信し、病気が悪化して初めて健康診断などの重要性を理解する人が多い中、将来、健康で安心した生活を送るため、町民のニーズに沿った各種検診を維持することが必要であり、一人一人の努力だけでなく、家庭や職場、地域社会全体で取り組むことが大切です。今後も健康づくり組織や自治会、社会福祉協議会などの福祉関連団体と連携を深め、全町で健康づくり活動が積極的に行われる環境づくりが必要です。
- (3) 母子保健については、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制づくりに取り組んでいるほか、「母子保健推進員」を配置し、子育てに関する相談を受けています。身近に相談できる相手がないという声もあり、このような母親の不安解消のため、さらなるサポート体制の充実が必要です。

基本的な考え方

- ・健康診断や検診の重要性を周知し、病気の予防と早期治療を促します。
- ・健康づくり活動を支援します。
- ・母親の不安解消のため、母子保健に関するサポート体制を充実します。

施策

施策		主な内容
(1)	健康づくりに対する意識の向上	①保健師等による指導の強化 ②広報や啓発活動の充実
(2)	健康づくりの推進	①健康づくりの総合的な推進 ②各種検診の維持 ③受診に向けての支援 ④健康づくり団体との連携
(3)	母子保健の充実	①母子に関する健診の充実 ②サポート体制の充実

指標

指標名	現状値	目標値
各種がん検診受診率	(2024年度) 11.8%	(2029年度) 15.0%
全乳幼児健診受診率	(2024年度) 100%	(2029年度) 100%

関連する計画

「遠軽町ヘルシープラン（遠軽町健康増進計画）」

「遠軽町国民健康保険第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)及び第4期特定健康診査等実施計画」

「いのちを支える遠軽町自殺対策行動計画」

関連性の高いSDGs



3 すべての人に健康と福祉を

2 地域医療の確保

現状と課題

- (1) 民間病院では、休日や夜間にも対応できる体制を整備しています。このうち遠軽厚生病院については、遠紋二次医療圏の地域センター病院[※]として、町内ばかりでなく広域での重要な役割も担っています。一方で地域医療においては医師不足が深刻な問題となっており、診療科の減少や病床数の削減など、地域医療体制の縮小につながっています。町内での対応が難しい場合は、オホーツク圏の地方センター病院[※]である北見赤十字病院への搬送や、ドクターヘリ[※]で旭川赤十字病院への搬送などを行う体制も整えています。今後も町民が住み慣れた場所で安心して医療が受けられるよう、安定した医師・看護師の確保など現行の医療水準を維持するための取組が必要です。
- (2) 公設の医科診療所については、地域の健康管理や町民が安心して医療が受けられようにするために、維持、存続に努めています。人口減少や受診者減少がある中、医療に身近にアクセスできる環境の維持が求められます。
- (3) 歯科医療は、町内に公設の歯科診療所や民間の歯科医院があり、町民の歯の健康保持に大きな役割を果たしています。また、民間の歯科医院と連携して歯科検診を実施するなど、関係機関との連携も図られています。民間の歯科医院については、生田原、丸瀬布、白滝地域にないことから、歯科診療所の確保が今後も必要です。

基本的な考え方

- ・住み慣れた場所で安心して医療が受けられるよう、医師をはじめ医療機関や診療体制の確保に努めます。

施策

施策		主な内容
(1)	地域医療の確保と整備	①地域医療・救急医療体制の確保と支援 ②医師をはじめ、安定した診療体制の確保要請 ③高度医療機関への搬送体制の確保 ④関係機関との連携
(2)	医科診療所の確保	①町営医科診療所の確保と充実 ②道営医科診療所の維持
(3)	歯科診療所の確保と連携	①町営歯科診療所の確保と充実 ②関係機関との連携による歯科検診の実施

指標

指標名	現状値	目標値
産婦人科常勤医師数	(2024年度) 2人	(2029年度) 3人以上
公営診療所数	(2024年度) 2か所	(2029年度) 2か所
公営歯科診療所数	(2024年度) 3か所	(2029年度) 3か所

関連性の高いSDGs



3 すべての人に健康と福祉を



11 住み続けられるまちづくりを

基本目標 2 みんなでささえ合うやさしいまちづくり

1 地域福祉の充実

現状と課題

- (1) 安心して安全な生活を営むことができる地域づくりを進めるためには、行政だけではなく町民や関係団体、事業者がささえ合う共生社会の実現が求められます。社会の変化、福祉関連施策の動向や町民のニーズを整理しながら地域福祉を推進する必要があります。
- (2) 地域福祉の担い手として、民生委員児童委員をはじめ、社会福祉協議会や自治会などが、見守りやさまざまな福祉活動を行っています。近年、高齢化の進行や核家族化、近所付き合いの希薄化などにより、地域との関わりを持たない人が増えており、関係機関・団体との連携を深め情報を共有しながら、このような方が安心して生活ができるよう、体制を強化していくことが必要です。
- (3) 相談員の専門知識を強化するため、研修会へ参加するなど、多様化した相談内容に対応できる人材育成が必要です。また、困っている方へ寄り添う柔軟な相談支援体制を構築していくことが必要です。

基本的な考え方

- ・地域のニーズを反映するとともに、関係機関や団体と連携しながら、地域でささえ合う地域共生社会を目指します。

施策

施策		主な内容
(1)	地域福祉の総合的な推進	①地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進
(2)	地域でささえ合う体制の充実	①民生委員児童委員への活動支援 ②関係機関・団体との連携
(3)	相談体制の強化	①研修機会の充実 ②専門的知識を持った職員の確保と育成

指標

指標名	現状値	目標値
成年後見制度相談窓口事業 所数	(2024年度) 3か所	(2029年度) 3か所
民生委員児童委員未配置数	(2024年度) 1地区	(2029年度) 0地区
自殺予防研修会の充実	(2024年度) 1回/年	(2029年度) 1回以上/年

関連する計画

「遠軽町地域福祉計画」

関連性の高いSDGs



1 貧困をなくそう



3 すべての人に健康と福祉を



10 人や国の不平等をなくそう

2 子育て環境の充実

現状と課題

- (1) 子育てをめぐる地域や家庭の状況の変化に伴い、子育てに不安を抱える保護者がいます。安心して子どもを産み育てられる地域社会を実現するため、社会全体で協働する子育て環境づくりが求められています。「こども基本法」に基づいた子どもの健やかな成長への支援、少子化対策及び貧困対策など、幅広い子ども政策に関する基本的な方針と重要事項などを一元化する体制が必要です。
- (2) 町内には、公立の保育所（へき地保育所を含む）が7か所あるほか、民間で幼保一体の「認定こども園^{*}」が運営されています。延長保育や0歳児保育なども実施していますが、多様化する保育ニーズに合ったサービスの提供が求められています。
- (3) 児童館や学童保育などで放課後児童対策を実施していますが、共働き家庭が増え、子どもを預けられる時間の拡大を要望する声があります。
- (4) 中学生までの入院などに係る医療費を助成するほか、げんきひろば、赤ちゃんひろばなどの親子同士がふれあえる場を提供していますが、子育て世帯に対する経済的な負担軽減や子育て支援に関する窓口の一本化など、子育て支援に関する要望は多様化・高度化しています。

基本的な考え方

- ・子ども、保護者のニーズに合った育児環境づくりや支援策の充実に努めます。

施策

施策		主な内容
(1)	切れ目のない子ども・子育て支援の充実	①計画的かつ持続可能な子育て環境の整備 ②多様な連携による施策等の検討
(2)	保育サービスの向上	①利用者のニーズに合った保育サービスの提供 ②認定こども園*との連携
(3)	児童の健全育成	①放課後児童対策の充実 ②児童養護・自立支援施設等との連携 ③子どもたちが安心して遊べる場の提供
(4)	子育て家庭に対する支援の充実	①経済的な負担を軽減するための支援 ②親子同士が交流できる場の提供 ③ひとり親家庭に対する支援 ④相談支援体制の充実

指標

指標名	現状値	目標値
子ども子育て会議開催回数	(2024年度) 4回/年	(2029年度) 4回/年
町立保育所及び私立認定こども園*数	(2024年度) 10施設	(2029年度) 8施設
学童保育平均登録者数	(2024年度) 335人	(2029年度) 211人
年間キッズメトロ利用者数	(2024年度) 8,455人	(2029年度) 25,000人

関連する計画

「遠軽町子ども・子育て支援事業計画」

関連性の高いSDGs



1 貧困をなくそう



3 すべての人に健康と福祉を



11 住み続けられるまちづくりを

3 高齢者福祉の充実

現状と課題

- (1) 核家族化、少子高齢化などを背景に、老後の生活に不安を持つ方が増えています。自立した生活を営むため、持続可能な福祉サービスの提供とその担い手となる現役世代の人材確保が必要です。また、高齢者の生活実態やニーズを把握し、計画的かつ総合的な取組を推進できる体制づくりが求められています。
- (2) 配食、除雪や外出支援など、日々の生活をささえるサービスを提供していますが、日常生活に不安を抱える高齢者が増えています。今後も、全ての高齢者が住み慣れた場所で生きがいを持って自立した生活が送れるよう、日常生活や生きがいづくりを支援していくことが必要です。
- (3) 本町の要介護認定率は全国平均に比べて低く、認定区分では、要支援1・2、要介護1の軽度のものが過半数を占めています。認定された方々が重症化しないよう、各種介護予防教室を実施するなど、予防対策に取り組んでいます。今後も、予防対策を充実するとともに、重症化した場合でも安心して介護が受けられるよう介護サービスの充実が必要です。

基本的な考え方

- ・ 高齢者の生活実態を把握し、ニーズを反映した高齢者福祉施策を総合的に進めます。
- ・ 高齢者が住み慣れた場所で生きがいを持って健康に暮らせる環境づくりを支援します。

施策

施策		主な内容
(1)	高齢者福祉の総合的な推進	①高齢者福祉サービスを持続的に提供できる体制づくり ②自立支援、重度化防止等の取組 ③関係機関と連携した地域づくり
(2)	高齢者の生きがいの推進	①高齢者世帯への生活支援 ②高齢者福祉施設の運営と充実 ③生きがいづくりの場の充実 ④高齢者が活躍する場の創出
(3)	介護予防の推進	①介護予防の推進と充実 ②介護サービスの充実

指標

指標名	現状値	目標値
介護保険料	(2024年度) 基準額5,000円/月	(2029年度) 基準額5,500円/月
町人口当たりの認知症サポーター※数の割合	(2024年度) 14%	(2029年度) 20%
高齢者が住み慣れた地域で気軽に参加できる多様な集いの場	(2024年度) 3か所	(2029年度) 10か所

関連する計画

「遠軽町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」

関連性の高いSDGs



3 すべての人に健康と福祉を



11 住み続けられるまちづくりを

4 障がい者（児）福祉の充実

現状と課題

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づき、障がい者（児）が地域で自立した生活を送ることができるよう総合的な支援が求められています。ニーズに寄り添った障がい福祉サービスの提供などを計画的かつ総合的に推進する体制づくりが必要です。
- (2) 障がい種別に関わらず、地域で自立した生活を送ることができるよう、関係団体と連携を図りながら、支援の充実や社会で活躍できる場を提供しています。障がい者（児）支援事業者や相談支援事業者と連携を図り、障がい者（児）の実態とニーズを把握し、実情に応じたサービスを適切に提供していくことが必要です。
- (3) 「障害者差別解消法」のもと、日常生活及び社会生活での困りごと、その他社会障壁を取り除くことが求められています。相談支援を活用しながら、ハード、ソフト両面からバリアフリー※社会の実現に向けて推進します。
- (4) 発達や成長に不安のある子どもたちのために母子通園センターを運営しているほか、障がい児を対象とした施設が民間によって運営されています。発達や成長に不安のある子どもへの療育支援の充実や関係機関と連携した取組を進めていくことが必要です。

基本的な考え方

- ・障がい者（児）が地域で自立した生活が送れるよう支援します。
- ・障がい者（児）が生活する上でバリアのない環境をつくれます。

施策

施策		主な内容
(1)	総合的な障がい者（児）福祉の推進	①障がい福祉サービスを持続的に提供できる体制づくり ②関係機関と連携した障がい者総合的支援の枠組みづくり
(2)	自立の支援と社会参加の促進	①障がい者（児）サービスの充実 ②障がい者（児）の生活や就労に対する支援 ③民間やNPO*団体等との連携
(3)	バリアフリー*社会の実現	①バリアフリー*の推進 ②ノーマライゼーション*の普及と啓発 ③相談体制の充実
(4)	子どもに寄り添った支援	①母子通園センターの運営 ②療育に関する相談、指導の充実 ③関係機関との連携

指標

指標名	現状値	目標値
障害者福祉施設*入所者数の削減率	(2024年度) 4.50%	(2029年度) 1.60%
障がい者の一般就労移行*増加率	(2024年度) 1.3倍	(2029年度) 1.3倍
障がい者（児）相談窓口事業所数	(2024年度) 5か所	(2029年度) 5か所
障がい児サービス利用者に対する相談件数の割合	(2024年度) 34%	(2029年度) 100%

関連する計画

「遠軽町障がい者計画及び障がい福祉計画」

関連性の高いSDGs



3 すべての人に健康と福祉を



10 人や国の不平等をなくそう



11 住み続けられるまちづくりを

5 社会保障の健全運営

現状と課題

- (1) 高齢化が進行し介護サービスの需要が高まる一方で、現役世代といわれる生産年齢人口の割合が減少しており、国民年金や健康保険などの社会保障制度は今後も厳しい財政運営が予想されます。町では、検診による病気の早期発見と早期治療により医療費の抑制に努めるとともに、負担の公平性を保つため、保険料などの滞納者に対して行政サービスを制限する対策を行い、健全運営の確保に努めています。今後も公平・公正かつ健全な社会保障制度の運営を維持する必要があります。

基本的な考え方

- ・ 疾病予防や重症化対策を推進し給付費を抑制するとともに、滞納対策などにより保険料収入の確保に努めます。

施策

施策		主な内容
(1)	社会保障制度の適正かつ健全な運営	①健康づくりの充実による給付費の抑制 ②保険料等滞納対策の強化 ③広報や出前講座等による社会保障制度の周知 ④相談体制の充実

指標

指標名	現状値	目標値
国民健康保険税収納率	(2024年度) 96.3%	(2029年度) 96.8%

関連性の高いSDGs



1 貧困をなくそう



3 すべての人に健康と福祉を



11 住み続けられるまちづくりを

基本方針 5 文化と郷土愛が根付く彩り豊かなまちづくり

基本目標 1 ふるさとの思い育む人づくり

1 学校教育の充実

現状と課題

- (1) 人口減少に伴う少子高齢化、グローバル化や情報化の進展など、社会が大きく変化する中、子どもたちの資質・能力を確実に育成することが求められています。主体的に学び、生きる力を身に付ける人を育てるために、学校・家庭・地域と連携を図りながら持続可能かつ、地域性を生かした教育の推進に努めていく必要があります。
- (2) 子どもたちが安心して生活できるように幼保、小中学校さらには高校との連続性を図り、学校と保護者、地域が一体となって教育環境づくりを進める必要があります。また、教員が健康で生き生きとやりがいを持って勤務し、学校教育の質を高められる環境を実現していくことが求められています。
- (3) 町内には道立の北海道遠軽高等学校があり、校訓「文武両道」のもと、生徒たちが学習面や部活動で、町内小中学生の見本となるような目覚ましい活躍を見せています。町では同校の生徒数確保のため、下宿費などへの助成や下宿施設の整備支援などの取組を進めています。少子化により学校の統廃合が相次ぐ中で、地域の教育力の低下を招かないよう町内唯一の高等学校である遠軽高等学校が魅力ある学校であり続けるため、より一層の支援と連携を強化していく必要があります。

基本的な考え方

- ・学校・家庭・地域と連携を図りながら地域性を生かした特色ある教育を推進し、子どもの「生きる力」と郷土を愛する心を育みます。
- ・子どもが安全安心に学習できる環境整備に努めます。
- ・遠軽高等学校において子どもたちが学習や部活動など多くの選択肢を持てる環境づくりに努めます。

施策

施策		主な内容
(1)	「生きる力」を育む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①基礎的・基本的な知識・技能の習得 ②思考力・判断力・表現力等の育成 ③たくましく生きるための心と体の醸成 ④外国語教育の充実 ⑤防災・減災教育の推進
	郷土を愛する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①国宝を生かした教育の推進 ②学校と地域の交流・連携の充実 ③社会科副読本等の活用 ④地域の特色ある施設の活用 ⑤体験教育の充実
(2)	学習環境等の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ①学校教育施設等の整備・充実 ②学区を含めた学校配置の検討 ③子どもの安全・安心の確保 ④食の安全・安心の確保 ⑤いじめの未然防止・解消 ⑥教員の資質・能力の向上 ⑦ICT教育の推進
	学習支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①通学に対する支援 ②奨学資金制度の充実 ③特別支援教育の充実
(3)	遠軽高等学校の維持・発展	<ul style="list-style-type: none"> ①遠軽高等学校との連携 ②遠軽高等学校への支援 ③遠軽高等学校の魅力発信

指標

指標名	現状値	目標値
全小中学校児童生徒数に占める相談件数の割合	(2023年度) 26.76%	(2029年度) 16.76%
全教職員数に占める教職員研修受講者割合	(2023年度) 12.71%	(2029年度) 17.71%
スクールバス運行日数	(2023年度) 1,032日	(2029年度) 1,032日
児童生徒数当たり小中学校支援員割合	(2023年度) 1.98%	(2029年度) 1.98%
遠軽高等学校入学者数	(2023年度) 165人	(2029年度) 161人

関連性の高いSDGs



4 質の高い教育をみんなに



11 住み続けられるまちづくりを



16 平和と公正をすべての人に

2 社会教育の充実

現状と課題

- (1) 人口減少に伴う少子高齢化、地域コミュニティの希薄化など、社会教育を取り巻く環境が変化しています。生涯にわたって学ぶことができる環境づくりを通して町民の生活の向上、各種学習・体験活動を通じたふるさとをささえる子どもたちの健全育成、よりよい地域づくりのために貢献できる人づくりを進めていく必要があります。
- (2) 人生100年時代を迎え、全ての教育の出発点である家庭教育を始めとして、青少年教育、成人教育やシニア教育など、各世代の町民一人ひとりが個性と地域の特性を生かしながら、主体的な学習活動を進められるよう支援をしていく必要があります。障がい者や外国人なども含め幅広いニーズに応じた各種学習機会や情報の提供ができるよう努めるとともに、引き続き社会教育関係団体の活動を支援していくことが求められます。
- (3) 公民館や宿泊研修施設など活動拠点となる社会教育施設の老朽化が進んでいます。町民のニーズに即した事業を展開していくためにも、少子高齢化などの社会構造の変化に応じた施設のあり方を検討していく必要があります。
- (4) 図書館（室）は、利用者のニーズに応えた図書の充実や歴史的な地域資料の収集保管を行うなど、生涯学習活動を支援する拠点施設としての役割を担っています。蔵書データ検索システムの構築や移動図書館車の巡回など、図書館活動の充実を図る取組が行われていますが、これまで以上に親しまれる図書館活動の運営に努めていく必要があります。

基本的な考え方

- ・「生きる力」と「郷土を愛する心」を持ったふるさとをささえる人づくりを進めます。
- ・各世代が学べる学習機会の充実と情報発信の拡充に努めます。
- ・生涯学習活動の拠点となる施設について、町民ニーズの変化に対応した見直しを行っていきます。
- ・町民ニーズに即した図書サービスの充実や図書館運営に努めます。

施策

施策		主な内容
(1)	ふるさとをささえる人づくり	①さまざまな学習・体験機会の充実 ②健全な青少年を育む地域の醸成
(2)	学習機会の提供	①各世代が学べる学習機会の充実 ②生涯学習情報の充実 ③専門員・指導員などの活用 ④指導者の発掘・育成・活用 ⑤社会教育関係団体の活動支援
(3)	生涯学習環境の整備・充実	①公民館活動の充実 ②ニーズの変化に即した社会教育施設の運営
(4)	図書館（室）活動の充実	①町民ニーズに即した運営体制の充実 ②読書習慣を定着させる事業の拡充 ③図書館（室）の整備・充実 ④移動図書館車の充実

指標

指標名	現状値	目標値
青少年指導員数	(2023年度) 14人	(2029年度) 15人
家庭教育事業参加者数	(2023年度) 90人	(2029年度) 81人
生涯学習講座・講演会参加者数	(2023年度) 161人	(2029年度) 144人
町人口当たり芸術文化スポーツ団体登録数	(2023年度) 0.448%	(2029年度) 0.470%
高齢者大学在籍者数	(2023年度) 173人	(2029年度) 155人
貸出冊数	(2023年度) 108,741冊	(2029年度) 108,000冊

関連する計画

「遠軽町社会教育中期計画」

関連性の高いSDGs



4 質の高い教育をみんなに



11 住み続けられるまちづくりを

基本目標 2 多彩な文化が輝きつづけるまちづくり

1 芸術・文化活動の充実

現状と課題

- (1) 芸術・文化は豊かな人間性を育て、創造力や表現力を育むなど人間が人間らしく生きるための糧となるものであるとともに、活力ある社会の実現、個性豊かな地域づくりなど重要な役割を担うものです。本町においては、小中学校から一般まで、幅広い世代による吹奏楽がまちの文化として根付いていることが大きな特長となっています。これからも町の芸術・文化の振興のために、地域の特性を生かした事業を推進するとともに、遠軽町芸術文化交流プラザを拠点として芸術・文化活動や発表の機会、交流の場の充実や、新しい芸術・文化を創造していくことが求められます。
- (2) 各芸術・文化活動団体を包括する文化連盟加盟団体においては、会員の高齢化や人口減少に伴う会員数の減少といった深刻な課題を抱えています。町民による芸術・文化活動を引き続き活性化していくために、文化連盟を中心に日常的な文化活動を振興し、文化の伝承と次代を担う人材の育成に引き続き取り組んでいく必要があります。

基本的な考え方

- ・芸術・文化活動を継承・創造していくための事業を展開します。
- ・各団体が連携して活動の活性化を図るための支援に努めます。

施策

施策		主な内容
(1)	芸術・文化活動の充実	①芸術文化活動の発表機会創出 ②各種公演やワークショップ、研修機会の充実 ③各種大会参加に対する支援 ④大会誘致等に対する支援 ⑤芸術・文化活動に関する情報発信の充実 ⑥新しい芸術・文化の創造
(2)	芸術・文化団体の育成と連携	①芸術・文化団体の育成・支援 ②芸術・文化団体の連携 ③芸術・文化団体の研修機会の充実

指標

指標名	現状値	目標値
芸術文化施設利用者数	(2023年度) 141,213人	(2029年度) 127,091人
文化祭事業参加者数	(2023年度) 1,379人	(2029年度) 1,241人

関連性の高いSDGs



4 質の高い教育をみんなに



11 住み続けられるまちづくりを

2 スポーツ・レクリエーション活動の充実

現状と課題

- (1) 人生100年時代の到来を受け、健康寿命に対する関心が高まる中、スポーツ活動に対するニーズは多様化しています。本町においても、全ての年代にわたりスポーツとの日常的な関わりを実現させるため、社会体育施設の管理運営体制を充実させるとともに、町民のニーズに応えた各種事業を展開し、利用者本位の施設運営を進めることで、引き続き利用者サービスの向上に努めていくことが求められます。
- (2) 町内では、各体育関係団体やサークルをはじめとして、町民が主体的にスポーツ・レクリエーション活動に取り組んでおり、町民の健康増進や体力づくりを推進するため、関係団体との連携・協力のもと各種スポーツ教室・大会などが開催されています。スポーツを通じた団体活動は、幅広い年代において最も気軽に地域活動へ参画できる貴重な機会であり、地域コミュニティ形成にも資することから、さらなる振興が求められます。
- (3) 近年、遠軽町スポーツ合宿誘致委員会と連携した夏と冬の長期休業中における高等学校や大学などのスポーツ合宿誘致、各種スポーツ大会の開催により、スポーツの普及発展と技術向上が進んでいます。今後も社会体育施設の有効活用や地域の活性化、交流人口の拡大を図るため、関係団体と連携を図り、誘致活動を積極的に推進していくことが求められています。

基本的な考え方

- ・利用者のニーズに対応した施設運営・事業の展開に努めます。
- ・各体育関係団体と連携して、スポーツ教室や大会の開催など、参加の機会の充実を図ります。
- ・スポーツ大会・合宿の受入れ体制をより一層充実させ、交流人口の拡大に努めます。

施策

施策		主な内容
(1)	体育施設の整備・充実	①老朽化施設への対応 ②町民ニーズに即した管理運営体制の充実
(2)	身体を動かす機会の充実	①各種大会、スポーツ教室の開催 ②大会参加に対する支援 ③スポーツ・レクリエーション活動に関する情報発信の充実
	体育団体の育成と連携	①体育団体、指導者への支援 ②体育関係団体との連携 ③体育団体の研修機会の充実
(3)	スポーツ大会・合宿を通じた交流人口の拡大	①各種大会・スポーツ合宿等誘致支援の充実 ②各種大会・スポーツ合宿誘致に関するPR活動の充実 ③合宿施設の整備 ④スポーツ合宿誘致委員会等を中心とした受入れ体制の充実

指標

指標名	現状値	目標値
体育施設の利用者数	(2023年度) 223,207人	(2029年度) 200,886人
教室等参加者数	(2023年度) 3,577人	(2029年度) 3,219人
スポーツ協会加盟団体数	(2023年度) 40団体	(2029年度) 40団体
各種大会等参加者数	(2023年度) 2,324人	(2029年度) 2,091人

関連性の高いSDGs



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに

3 文化財の継承と活用

現状と課題

- (1) 本町が所蔵する「北海道白滝遺跡群出土品」について、令和5年に道内2例目、日本最古の国宝に指定されました。今後も地域の宝である貴重な文化財を、後世に守り伝えていくとともに、さらなる教育・文化活動への活用はもとより、観光振興、地域活性化の新たな起爆剤としながら、持続可能な文化のまちづくりに取り組むことが求められます。
- (2) 町内の文化財関係の施設は、先史時代の考古資料から明治時代以降の歴史資料を展示し、保存と活用に取り組んでいます。各施設とも資料の特色を生かした企画展や講座の開催を通じ、文化財の普及活動を展開していますが、情報発信や特色を生かした学習プログラムの充実が求められます。
- (3) 令和元年に「アイヌ民族支援法」が制定されたことを契機に、アイヌ民族の伝統や文化に対する理解をさらに深める必要があります。本町においても、生田原地域の獅子舞などの伝統芸能、合気道の開祖である植芝盛平翁をはじめ、偉大な先人たちの精神を継承し、ふるさとを愛する心を育んでいくために多彩な伝統・文化が輝く町をつくり上げていく必要があります。

基本的な考え方

- ・各種文化財を適切に保護・保全し、後世に継承するとともに、地域の宝として町内外に積極的に発信し、これからの未来につなげるための活用を進めます。
- ・先人や郷土出身者の精神を継承し、ふるさとを愛する人づくりを進めます。

施策

施策		主な内容
(1)	各種文化財の保全と活用	①各種文化財の保全 ②各種文化財の学習教材や観光資源としての活用 ③調査研究活動の推進 ④教育普及活動の充実
(2)	展示施設の整備と充実	①地域の特色ある歴史・文化・自然環境を反映した展示施設の整備 ②収蔵資料の整理・保管と活用 ③学校教育と連携した展示施設の活用
(3)	アイヌや伝統文化、郷土出身者の精神の継承	①アイヌ民族の伝統や文化に対する正しい理解の促進 ②先人や郷土出身者の精神の継承と活動支援 ③地域の伝統文化・芸能の継承と活動支援

指標

指標名	現状値	目標値
遠軽町埋蔵文化財センター利用者数	(2023年度) 13,345人	(2029年度) 14,012人
郷土館等利用者数	(2023年度) 3,138人	(2029年度) 3,294人
郷土館講座開催回数 参加者数	(2023年度) 6回 270人	(2029年度) 6回 283人

関連する計画

「白滝ジオパーク※基本計画」

関連性の高いSDGs



4 質の高い教育をみんなに



11 住み続けられるまちづくりを

4 地域間・国際間交流の推進

現状と課題

- (1) 本町では、町外に住みながらもふるさとを愛し続ける人たちが集う「ふるさと会」との交流や、文化的なつながりと助け合う心のつながりを持った国内の友好都市交流など町外の人や地域との交流を進めています。これらの交流により、幅広い分野で地域の活性化を促すことが期待されるとともに、自分たちのふるさとを見つめ直す契機ともなることから、今後も交流を継続し、地域の活性化と誇り、愛着を持てるふるさとづくりにつなげていくことが求められています。
- (2) 文化やスポーツ、産業など、さまざまな分野で国際化が進展している中で、国際社会で活躍できる人材の育成や国際化に対応したまちづくりが求められています。海外の姉妹都市などとの交流を継続させるとともに、国際化に対応した環境整備を進める必要があります。

基本的な考え方

- ・ふるさと会や友好都市などとの交流を進め、地域の活性化と誇り、愛着を持てるふるさとづくりにつなげます。
- ・国際化に対応した人材育成やまちづくりを進めます。

施策

施策		主な内容
(1)	地域間交流の推進	①友好都市との連携 ②ふるさと会との交流の充実 ③スポーツ、文化、産業等を通じた交流の支援 ④国宝を通じた地域間交流の推進 ⑤地域間における文化的交流を生かした移住・定住の促進
(2)	国際交流の推進	①姉妹都市等との文化交流の充実 ②外国語指導助手の活用 ③国際交流に対する支援 ④国際化に対応した環境の整備

指標

指標名	現状値	目標値
ふるさと会参加者数	(2023年度) 64人	(2029年度) 46人
多文化共生事業参加者数	(2024年度) 72人	(2029年度) 72人

関連性の高いSDGs



10 人や国の不平等をなくそう



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナリーシップで目標を達成しよう

基本方針6 みんなで拓く未来のまちづくり

基本目標1 We Are (ワ) になってつなげるまちづくり

1 よりそい・ふれあい・ささえあうまちへ

現状と課題

- (1) 協働のまちづくりを進めるためには、情報の共有が基盤となることから、まちづくりに関する情報を町民に届ける広報活動が重要です。これらの情報はインターネット媒体への変化に対応するとともに、各種媒体を活用し、町民に届くように情報発信の手段を見直していく必要があります。
- (2) 各地域で町政懇談会などを開催しているほか、各種計画を策定する際に、町民の参加を求めるなど、町政に意見を反映するよう努めています。今後も、町民のニーズを把握して、ささえ合う町を目指す必要があります。
- (3) 自主的・主体的な地域活動は、町の活力と安全・安心の基盤となります。コミュニティ活動の一つである自治会活動は、古くからそれぞれの地域における町民同士の助け合いによって行われてきました。連帯意識の希薄化や未加入世帯の増加、役員の高齢化、担い手不足などにより、活動が停滞傾向にある地区もありますが、町民による自治の形成には地域社会での活動を促進することが大切です。
- (4) 町内には、陸上自衛隊第25普通科連隊を主力とする部隊が駐屯し、災害発生時における支援はもとより、さまざまなイベントなどへの協力など、本町だけでなく、周辺市町村にとってもなくてはならない存在となっています。その家族も含めると本町の人口の約1割を占める自衛隊は地域に密着した存在であるとともに、医療、福祉、教育など、まちづくりに重要な役割を担っています。協働のまちづくりを推進するためにも、自衛隊の現体制が維持されるよう、存置活動に積極的に取り組む必要があります。

基本的な考え方

- ・町民と町のパートナーシップを構築し、対話により意見を反映するまちづくりに取り組みます。
- ・コミュニティ活動に対して積極的なサポートに努めます。

- ・関係団体と連携し、自衛隊の体制維持に取り組めます。

施策

施策		主な内容
(1)	各種媒体を活用した情報発信の充実	①広報の充実 ②インターネット媒体を活用したタイムリーな情報発信
(2)	広聴や意見交換の場の充実	①各種媒体を活用した広聴の充実 ②町民と町が気軽に参加できるしゃべり場の提供
(3)	コミュニティ活動の促進	①コミュニティ活動への支援 ②コミュニティ団体間のネットワークづくり ③コミュニティ団体のまちづくりへの参加促進
(4)	自衛隊との共存共栄	①防災やイベント等まちづくり活動での連携 ②関係団体との連携による体制維持の取組

指標

指標名	現状値	目標値
遠軽町公式LINE登録者数	(2023年度) 3,689人	(2029年度) 4,900人
パブリックコメント実施回数	(2024年度) 11回	(2029年度) 15回
自治会数	(2024年度) 92自治会	(2029年度) 92自治会
自衛隊存置期成会要望活動回数	(2024年度) 4回	(2029年度) 4回

関連性の高いSDGs



11 住み続けられるまちづくりを



17 パートナーシップで目標を達成しよう

2 男女共同参画の推進

現状と課題

- (1) 将来にわたり、誰もが生き生きと暮らすことのできる多様性と活力のある社会を築いていくためには、性別に関わりなくお互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、家庭や職場、地域社会など、あらゆる場面で個性と能力を十分に発揮できる、男女共同参画社会の実現が不可欠となっています。しかしながら、根強く残る差別やハラスメントなど解決しなければならない課題が依然として残されています。男女平等参画の推進は、男女が相互の協力と社会の支援のもとに、子の養育、家族の介護、その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域、その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるように進める必要があります。

基本的な考え方

- ・男女ともその個性に応じた多様な能力を発揮できる男女平等参画社会の構築を進めていきます。

施策

施策		主な内容
(1)	男女共同参画の実現に向けた意識づくり	①男女がともに仕事と家庭生活を両立し、自らの意思に基づき社会参画できる環境づくり ②男女共同参画に関する理解の促進

指標

指標名	現状値	目標値
啓発活動実施回数	(2023年度) 0回	(2029年度) 2回

関連する計画

「市町村男女共同参画計画」

「遠軽町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」

関連性の高いSDGs



5 ジェンダー平等を実現しよう



10 人や国の不平等をなくそう



17 パートナーシップで目標を達成しよう

基本目標 2 みんなに届く組織づくり

1 アイデアあふれる行政運営

現状と課題

- (1) 計画的・効果的な行政運営を推進するため、施策などの成果及び達成度を客観的に点検・評価し、改善し続けるP D C Aサイクル※を徹底した事業運営に努めることが必要です。また、公共施設については、経年による老朽化や人口減少などによる稼働率の低下、管理運営コストの増加などにより、現状の数と規模を維持していくことは困難な状況にあるため、利用状況や町民・関係団体などの意見を踏まえ、見直しを進めることが必要です。
- (2) 行政サービスについては、デジタル技術を活用したサービスの向上や事務処理の効率化を進め、あわせて職員育成を通じてスキルアップする必要があります。また、指定管理者制度※などを活用し、事務・事業の効率化に引き続き取り組んでいくことが必要です。
- (3) さまざまな分野で周辺の関連自治体と連携し、広域的な取組を行っています。一つの町で取り組むより広域化することで効果が高まるものについては積極的に連携して取り組む必要があります。

基本的な考え方

- ・ P D C Aサイクル※により各種事業を管理し、目的達成に向け取り組みます。
- ・ 行政サービスの維持向上を目指す一方、事業の効率化に努めます。

施策

施策		主な内容
(1)	計画的・効率的な行政運営の推進	①行政改革の推進 ②施策等の成果及び達成度の客観的な点検・評価 ③P D C Aサイクル*の徹底
(2)	行政サービスの質の維持・向上	①民間委託・指定管理者制度*の推進 ②オンライン手続きの充実 ③窓口サービスの向上 ④サービスデザイン*思考をもった人材育成
(3)	広域行政の推進	①関係市町村との広域的な取組の推進 ②新たな枠組みやネットワークによる広域的な取組の検討

指標

指標名	現状値	目標値
公共施設の年間収支	(2023年度) △1,343百万円	(2029年度) △1,159百万円
電子申請可能事務数	(2024年度) 35事務	(2029年度) 65事務
遠軽地区3町における連携分野数	(2024年度) 4分野	(2029年度) 4分野

関連する計画

「遠軽町定員管理適正化計画」

「遠軽町人材育成基本方針」

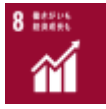
「遠軽町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」

「遠軽町行政改革大綱及び行政改革推進計画」

「遠軽町公共施設等総合管理計画」

「遠軽町公共施設の見直し方針」

関連性の高いSDGs



8 働きがいも経済成長も



11 住み続けられるまちづくりを



17 パートナーシップで目標を達成しよう

2 持続可能な財政運営

現状と課題

- (1) 町の将来を見据え、常に危機感を持ち財政秩序を保ちながら、まちづくりを展開していく必要があります。そのため、引き続き計画的な財政運営を行い、限りある財源と人で効果的な行政運営を行えるよう不断の行政改革の取組が必要です。事務事業の見直しや効率化による経費の節減を図ることはもとより、将来得られる経済効果、財政負担などを見据えた財源確保が求められます。

基本的な考え方

- ・持続可能な財政運営に向け、将来のリスクを踏まえた財政運営を行うとともに、安定した財政基盤を確立します。

施策

施策		主な内容
(1)	財政運営・基盤の効率化	①長期的視点に立った財政運営 ②経費の節減、事業の合理化による歳出の削減 ③コスト意識の高揚 ④町税等の収納率向上 ⑤分かりやすい財政状況の周知

指標

指標名	現状値	目標値
財政調整基金残高	(2023年度) 3,792百万円	(2029年度) 2,000百万円

関連する計画

「遠軽町財政計画」

関連性の高いSDGs



11 住み続けられるまちづくりを

用語解説

本文中で「〇〇※」と表示した用語の解説。用語の後ろの数字は、当該用語の記載されているページ番号。

ア行

アウトドアツーリズム 67

キャンプや登山、スキーなど、野外での活動を目的とした旅行形態。

アドベンチャートラベル 67

アクティビティ、自然、異文化体験の3要素のうち、2つ以上を含む旅行形態。

インフラ 15、33、37、38

水道や道路、電力網などの社会基盤。

遠軽町まちづくり自治基本条例 2、17

住民自治に基づくまちづくりの基本原則を定めた条例。

オープンデータ化 37、38

国や地方公共団体などが保有するデータのうち、許されたルールの中で誰もが自由に利用できるよう公開されるデータのこと。

カ行

企業振興促進 65

遠軽町企業振興促進条例第1条に基づき、町内で工場等を新設、移転及び増設する企業に対して、その費用の一部を補助する制度。

グリーンツーリズム 59

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

下水道経費回収率 44

下水道使用料で回収すべき経費をどの程度下水道使用料で賄えているかを表す指標で、100%を上回っている場合、汚水処理に要する費用を下水道使用料で賄われていることを表す。

下水道水洗化率 44

下水道整備済み区域内で下水道に接続して汚水を処理している人口を表す指標。

コンパクトシティ 31

都市の郊外化を抑制し、市街地のスケールを小さく保ち、歩いて行ける範囲を生活圈と捉え、コミュニティの再生や暮らしやすいまちづくりを目指すもの。

サ行

サービスデザイン 114

サービスの価値を顧客視点で創造し、継続して提供できる組織や仕組みを構築すること。

ジオパーク 28、105

「大地の公園」を意味し、それぞれの地域の大地（ジオ）の上で、動植物などの自然（エコ）が広がり、その中で私たち（ヒト）が暮らしているというつながりを楽しく知ることができる場所。

指定管理者制度 113、114

多様化する町民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用し公の施設の管理を行う。

循環型社会 53、61、62

大量生産・大量消費・破棄の社会から、製品の再生利用や再資源化などを進めて資源の消費をできるだけ抑え、廃棄物ゼロを目指す社会。

障がい者の一般就労移行 89

障害のある方に対して、一般企業で働くために支援する制度。

障害者福祉施設 89

障害のある方に対して、日常生活上の支援を行う施設。

水道有収率 44

施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標。

水道料金回収率 44

水道料金で回収すべき経費をどの程度水道料金で賄えているかを表す指標で、100%を上回っている場合、給水に係る費用が給水収益で賄われていることを表す。

スマート農業 58、59

ロボット技術や情報通信技術を活用して、省力化・精密化や高品質生産の実現などを推進する新たな農業のこと。

生物多様性 61、62

地球上には多種多様な生物が存在し、それらが互いにつながりを持っていること。

ゼロカーボン 28、29

地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素など）の排出量を、森林などが吸収する量以下にすることで、温室効果ガスの実質的な排出量をゼロにすること。

タ行

地域センター病院・地方センター病院 79

北海道が指定した、圏域ごとに一定の要件を備えた中核医療機関。複数の市町村を単位とする2次医療圏の中心的医療機関のことを「地域センター病院」といい、さらに広域となる3次医療圏の中心的医療機関のことを「地方センター病院」という。

地産地消 28

地元で生産されたものを地元で消費すること。

地販地消 64、65

地元で生産・加工・販売されるものを地元で購入・消費すること。

地理情報システム(GIS) 31

デジタル化された地図(地形)データと、統計データや位置の持つ属性情報などの位置に関連したデータとを、統合的に扱う情報システム。(GISはGeographic Information Systemの略)

デジタルデバイト 38

インターネットやパソコンなどの情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

店舗近代化 65

遠軽町商工業振興条例第1条に基づき、町内で小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業を営む者または営もうとする者が店舗を近代化(新築、増築、改築、移転、新設、増設、改修)する場合に、その費用の一部を補助する制度。

ドクターヘリ 79

医療機器や医薬品を装備し、医師・看護師が搭乗して救急現場などに向かい、救命治療を行う救急医療専用のヘリコプター。

特定空家 40

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等という。

ナ行

認知症サポーター 87

認知症に関する知識と理解を持ち、認知症の本人と家族が必要としている支援を、できる範囲で行う人たちで、養成講座を受けるだけで誰でもなることができる。

認定こども園 83、84

教育・保育を一体的に行う施設。また、子育て支援の場も用意されており、園に通っていない子どもの家庭でも、子育て相談や親子の交流の場への参加などができる。

ノーマライゼーション 89

障がいを持つ人など社会的弱者が特別な存在ではなく、健常者と同じような生活が営めるようにすること。

ハ行

バイオマス 23

生物資源(Bio)の量(Mass)を表す言葉で、再生可能な、生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)のこと。

パブリックコメント手続 4

行政が政策、制度などを決定する際に、町民の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組み。

バリアフリー 88、89

社会におけるさまざまなバリア(障壁)を取り除くこと。施設や設備のほか、考え方など精神的な部分でも、さまざまなバリアがあるといわれている。

パリ協定 55

第21回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)で採択された気候変動に関する国際条約(2016年(平成28年)11月に発行)。世界共通の目標として、平均気温の上昇を産業革命前と比べ2度より十分に低く保つとともに、1.5度に抑える努力を追求し、また、これを達成するため、今世紀後半に、人間活動による温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにすることを掲げている。

ふるさと納税 67

納税者が自分の住んでいる自治体ではなく、好きな自治体に寄附を行うことで、その寄附額の一部が所得税や住民税から控除される制度。この制度を利用し、寄附を受けた自治体は、寄附のお礼として寄附者に特産品や返礼品を送付することが多い。

マ行

木育 61

子どもをはじめとする全ての人が「木とふれ合い、木に学び、木と生きる」取組。

ヤ行

ユニバーサルデザイン 31

誰にとっても使いやすいデザインのこと。

ラ行

ラストワンマイル交通 35

鉄道駅やバス停から自宅までの交通手段のこと。

英数字

AED 46、47

自動体外式除細動器。心臓の停止の際に電気ショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器。(Automated External Defibrillatorの略)

DX 15

将来の成長、競争力強化のために、デジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変すること。

NPO 89

営利を目的としない民間の活動組織。(Non Profit Organizationの略)

PDCAサイクル 25、113、114

プロジェクトの実行に際し、「計画を立て(P l a n)、実行し(D o)、その評価(C h e c k)に基づいて改善(A c t i o n)を行うという工程を継続的に繰り返す」仕組み。

SDGs 55

Sustainable Development Goalsの略。2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年(令和12年)までに持続可能でよりよい世界を目指すための目標であり、17のゴールと169のターゲットで構成される。

SNS 14、50、51

Social Networking Serviceの略。インターネット上で人々がつながり、コミュニケーションを取るためのサービスやプラットフォームを指す。代表的なSNSとして、LINEやFacebookなどがある。

Society 5.0 15

ロボット、人工知能(AI)など新たな先端技術をあらゆる産業、社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会。

6次産業 58、59、64、65

1次産業である農林水産業が、2次産業である加工製造や3次産業である販売なども行うこと。